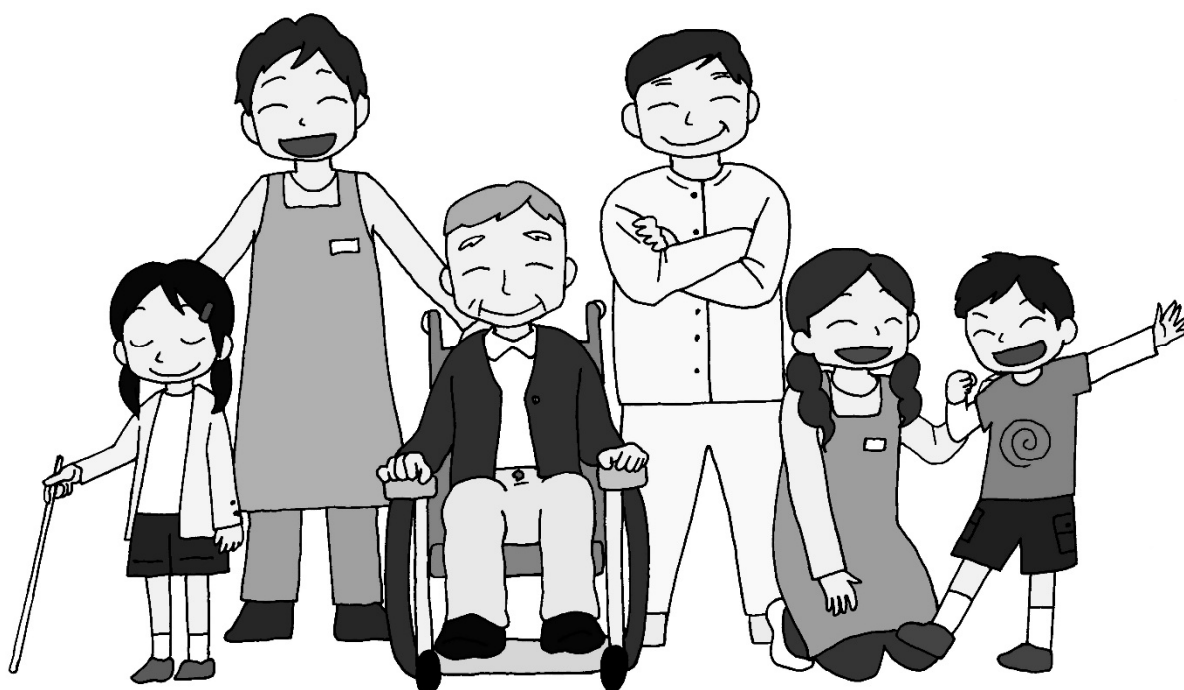


---

第4期勝央町障害者基本計画  
第7期勝央町障害福祉計画  
第3期勝央町障害児福祉計画

---



令和6(2024)年3月  
勝央町



# 目次

総論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1. 計画策定の趣旨	2
第2章 障がいのある人をめぐる現状	6
1. 障がいのある人を取り巻く制度の動向	6
2. 総人口・世帯数の動向	9
3. 障がいのある人の状況	10
4. アンケート調査等からみえる課題	14
第3章 計画の基本的な考え方	18
1. 基本理念	18
2. 計画の基本目標	18
各論Ⅰ 障害者基本計画	21
第1章 施策の体系	22
第2章 施策の展開	23
基本目標1. 共に支え合う地域づくりの推進	23
基本目標2. 自立した生活が送れる支援体制づくり	29
基本目標3. 健康づくりと社会参加の促進	36
基本目標4. 一人ひとりの健全な発達を支援する仕組みづくり	41
基本目標5. 誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり	44
各論Ⅱ 障害福祉計画・障害児福祉計画	47
第1章 令和8年度の数値目標の設定	48
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	48
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	49
3. 地域生活支援の充実	50
4. 福祉施設から一般就労への移行等	52
5. 発達障がいのある人等に対する支援	54
6. 障害児支援の提供体制の整備等	55
7. 相談支援体制の充実・強化等	56
8. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	57

第2章 障がい福祉サービス等必要量の見込	58
1. 訪問系サービス	59
2. 日中活動系サービス	61
3. 居住系サービス	63
4. 相談支援	64
5. 障害児通所支援・障害児相談支援	65
第3章 地域生活支援事業の必要量の見込	67
1. 理解促進研修・啓発事業	67
2. 自発的活動支援事業	67
3. 相談支援事業	68
4. 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援制度	68
5. 意思疎通支援事業	69
6. 日常生活用具給付等事業	69
7. 地域活動支援センター事業	69
第4章 サービス見込量確保のための方策	70
1. 訪問系サービス	70
2. 日中活動系サービス	70
3. 居住系サービス	70
4. 相談支援	70
5. 障害児通所支援・障害児相談支援	70
6. 地域生活支援事業	71
各論Ⅲ 計画の推進	73
第1章 計画の推進体制	74
1. 庁内推進体制の強化	74
2. 国・県・近隣市町村との連携	74
3. 関係団体との連携	74
第2章 計画の進行管理	74
1. 計画の進行管理	74
資料編	75
1. 勝央町保健福祉推進委員会設置条例	76
2. 勝央町保健福祉推進委員会委員名簿	78

# 総論

---

第4期勝央町障害者基本計画  
第7期勝央町障害福祉計画  
第3期勝央町障害児福祉計画

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の趣旨

勝央町では、平成29年度に障がい者施策全般にわたる方向性を示した「第3期勝央町障害者基本計画」を策定し、令和2年度には必要な福祉サービスを総合的かつ計画的に提供することを目的に、「第6期勝央町障害福祉計画」「第2期勝央町障害児福祉計画」の策定を行い、障がいのある人に対する保健・医療・福祉をはじめ、雇用・就労、まちづくりなど、様々な分野における施策を総合的・計画的に進めるとともに、障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスの推進に努めてきました。

この間、国においては、平成30年に文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、個性と能力の発揮及び社会参加を促進するため、「障害者文化芸術推進法」が施行されています。令和元年には視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする「読書バリアフリー法」が施行されました。

また、令和3年には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されました。

さらに、令和4年には障がい者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されています。

本町では「第3期勝央町障害者基本計画」「第6期勝央町障害福祉計画」「第2期勝央町障害児福祉計画」が計画期間を終了することを受け、これらの新たな制度や社会の動向、障がいのある人のニーズ等を踏まえながら、本町における障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「第4期勝央町障害者基本計画」及び「第7期勝央町障害福祉計画」並びに「第3期勝央町障害児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

#### ※障害の表記について

この計画書の中で、「障害」と「障がい」の2通りの表現を用いておりますが、障害者の「害」という漢字には、否定的な意味もあり不快に感じることもあると考え、法的に定められている（法律名、固有名称など）以外は、「障がい」と表記しています。

## (2) 計画の位置づけ

### ① 法的な位置づけ

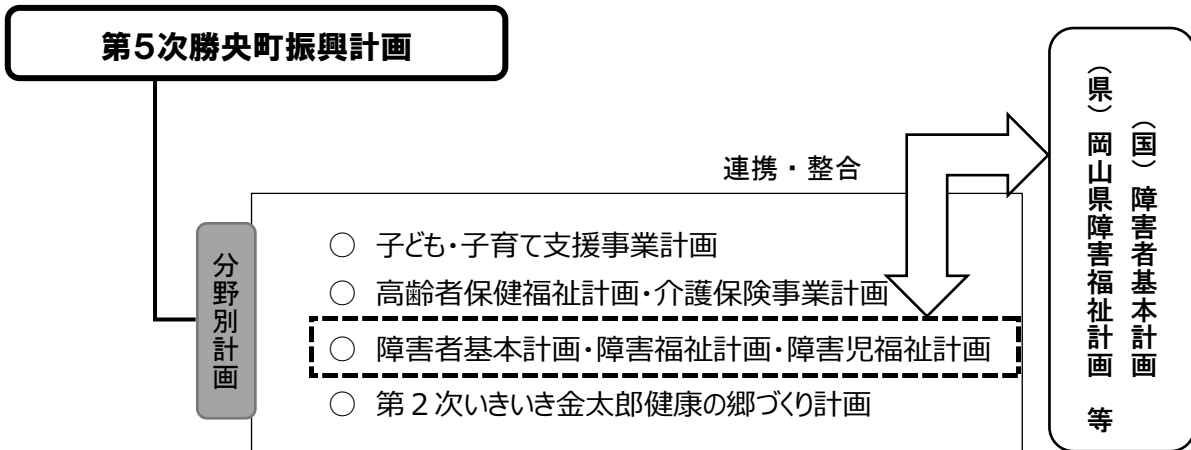
本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定される「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めたものです。本計画は、本町における障がい福祉サービスや児童福祉法に基づくサービスの見込量、ならびに見込量確保のための施策を定めます。

### ② 他の計画との関係

「第4期勝央町障害者基本計画」は、「第5次勝央町振興計画」と整合を図りつつ、障がい者施策を推進するための基本理念や基本的な方向を定めることにより、本町における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

「第7期勝央町障害福祉計画」及び「第3期勝央町障害児福祉計画」は、障がい者施策を推進するための基本理念や基本的な方向を定める「第4期勝央町障害者基本計画」に基づく具体的な実施計画と位置づけられ、「第5次勝央町振興計画」をはじめとする他の計画とも整合を図りながら、障がい福祉に関する施策を定めるものです。

#### 【他の計画との関係】



### (3) 計画の期間

「第7期勝央町障害福祉計画」及び「第3期勝央町障害児福祉計画」に係る福祉施策は、それぞれ障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、令和6年度より運用していきます。

また、計画の期間は、「第4期勝央町障害者基本計画」については、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期勝央町障害福祉計画」及び「第3期勝央町障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、これらの計画は、将来における法制度の改正や社会経済の変動等に柔軟に対応するため、必要に応じて変更または見直しを行うものとします。

#### 【各計画の期間】

	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
勝央町 障害者基本計画			第4期			
勝央町 障害福祉計画	第7期			第8期		
勝央町 障害児福祉計画	第3期			第4期		

### (4) 計画の対象者

「第4期勝央町障害者基本計画」の対象者である“障がい者”とは、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とします。

また、「第7期勝央町障害福祉計画」及び「第3期勝央町障害児福祉計画」の対象者である“障がい者”及び“障がい児”とは、障害者総合支援法の規定によるものとします。ただし、具体的事業の対象となる障がいのある人の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。



## (5) 計画策定の方法

本計画の策定にあたり、下記に掲げる方法等により、障がい福祉関係者、学識経験者、町民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めました。

### ① 障がいのある人の現状を把握するための調査の実施

障がいのある人のニーズや生活状況等を把握するため、町内に在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象に無作為抽出によるアンケート調査を行いました。

#### 【調査概要】

- 調査対象者 : 障がい者 : 令和5年4月1日現在、勝央町にお住まいの障がい者手帳等を所持している人  
障がい児 : 令和5年4月1日現在、勝央町にお住まいの障がい者手帳や福祉サービスを利用されているお子さんがおられる保護者
- 対象数 : ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 121名  
・障がい児 39名
- 調査期間 : 令和5年5月18日～令和5年6月2日まで
- 調査方法 : 郵送による配布回収

#### 【回収結果】

	配布数	回収数	回収率
障がい者調査	121件	55件	45.5%
障がい児調査	39件	22件	56.4%
合計	160件	77件	48.1%

### ② 策定委員会の開催

社会全体で障がい福祉に対する取り組みを行っていくため、行政機関内部だけでなく、医療・障がい福祉に関する団体、関係機関の代表者、学識経験者等で構成された「勝央町保健福祉推進委員会」を開催し、計画策定の協議・検討等を行いました。

### ③ パブリックコメントの実施

地域住民の参加は今後ますます重要となっていくことから、広く町民の意見を聴取し、計画に反映するよう、パブリックコメントを実施しました。

## 第2章 障がいのある人をめぐる現状

### 1. 障がいのある人を取り巻く制度の動向

#### (1) 障害者基本法の改正

障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、全ての人々が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に、障害者基本法が改正され、平成23年8月から施行されました。

また、“障がい者”の定義が、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいに加え、発達障がいやその他の心身の機能の障がいへ拡大されるとともに、日常生活または社会生活において障がい者が受ける制限(社会的な障壁)を取り除くための配慮を求めています。

#### (2) 障害者総合支援法の改正

障害者自立支援法から障害者総合支援法へ名称が変更され、新たに難病の患者が支援の対象に加えられました。地域社会における共生の実現に向けて、基本的人権を享有する個人として尊厳を持って日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることが規定されています。

平成28年5月には障がい福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする、障害者総合支援法等一部改正法案の成立しており、令和4年12月には共同生活援助入居者の一人暮らしへの移行支援を進めることや障がいのある人の就労支援として、新たに就労選択支援が創設されることなどが盛り込まれた障害者総合支援法等の改正が成立しています。

#### (3) 発達障害者支援法の改正

平成17年4月の発達障害者支援法の施行から約15年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援の必要性から、発達障害者支援法の一部を改正する法律が平成28年5月に成立し、同年8月1日から施行されました。

今般の法改正では、発達障がいのある人への支援のより一層の充実を図るため、目的規定及び定義の見直し、基本理念の新設、国及び地方公共団体の責務の規定、国民に対する普及及び啓発等のほか、発達障がいのある人への支援のための施策について、発達障がいのある人の教育、就労、地域における生活等に関する支援、権利利益の擁護、司法手続における配慮、発達障がいのある人の家族等の支援を強化することが規定されています。

#### (4) 障害者虐待防止法の施行

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)が平成23年6月に成立し、平成24年10月1日から施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障がい者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト(放置・怠慢)の行為全てを指します。

また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

## (5) 障害者雇用促進法の改正

障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)は障害者の職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じて障害者の職業の安定を図ること目的としています。

令和4年12月に雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化や週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加えるなどを内容とする障害者雇用促進法の改正が成立しています。

## (6) 障害者差別解消法の施行

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)が平成25年6月に成立し、平成28年4月1日から施行されました。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されています。また、令和3年6月には事業者に対して合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする改正障害者差別解消法が公布されました。

## (7) 社会福祉法の改正

平成29年には社会福祉法が改正され、「我が事・丸ごと」地域共生社会本部において「地域共生社会」の実現が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけられました。障害福祉計画を含めた全ての福祉計画の中で地域共生社会実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

■「障害者権利条約」署名以降の障がい者支援に係る法整備の主な動き

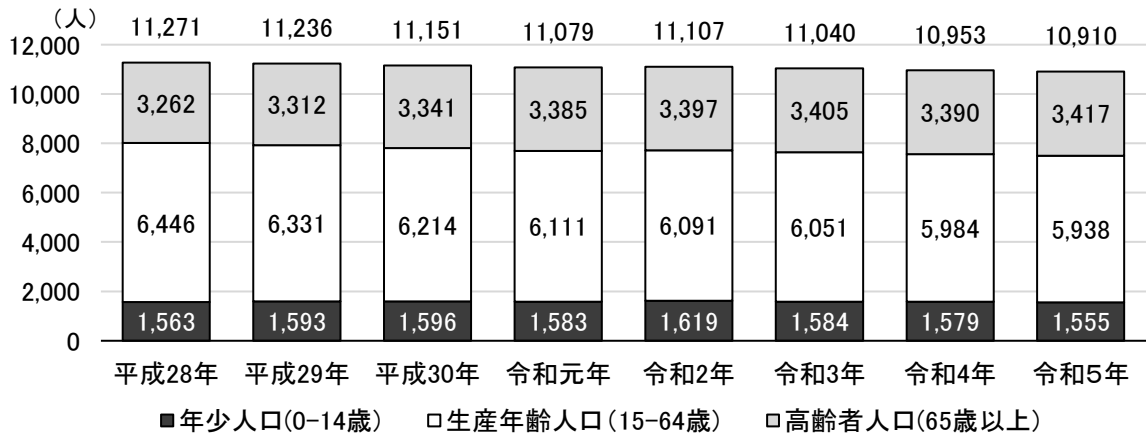
年度	事項	概要
平成19	障害者権利条約に署名	・障がい者に関する初めての国際条約
平成21	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用納付金制度の適応対象範囲を拡大
平成23	障害者基本法の改正	・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成24	障害者虐待防止法の施行	・虐待の定義、防止策を明記
平成25	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障がいへの難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設などへの物品等の需要の推進
平成26	障害者権利条約に批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取り組みの義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成30	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援
令和元	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地に関わらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

## 2. 総人口・世帯数の動向

本町の総人口は、令和5年4月1日現在10,910人で、減少傾向で推移しています。また、人口構成をみると、年少人口は横ばい、生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加傾向で推移しています。

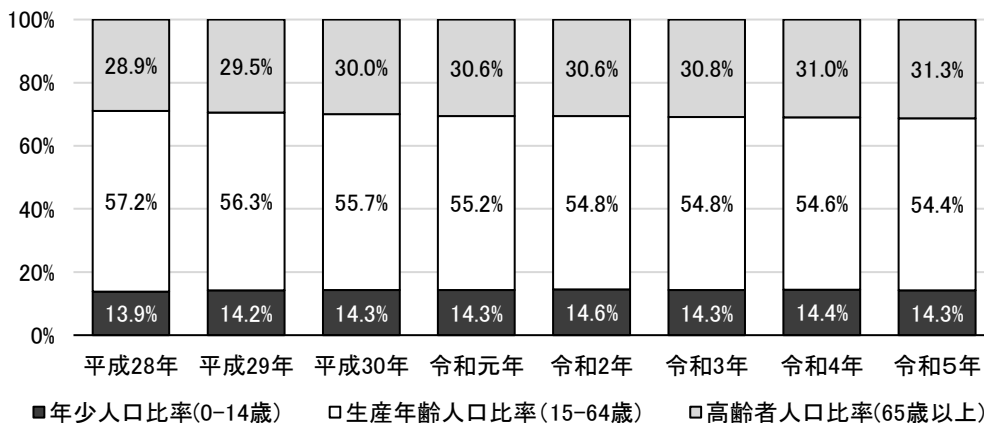
世帯数については、増加傾向にあり、令和5年4月1日現在4,730世帯となっています。平均世帯人員をみると、令和5年には2.31人へと減少しており、核家族化の進行がみられます。

【人口の推移】



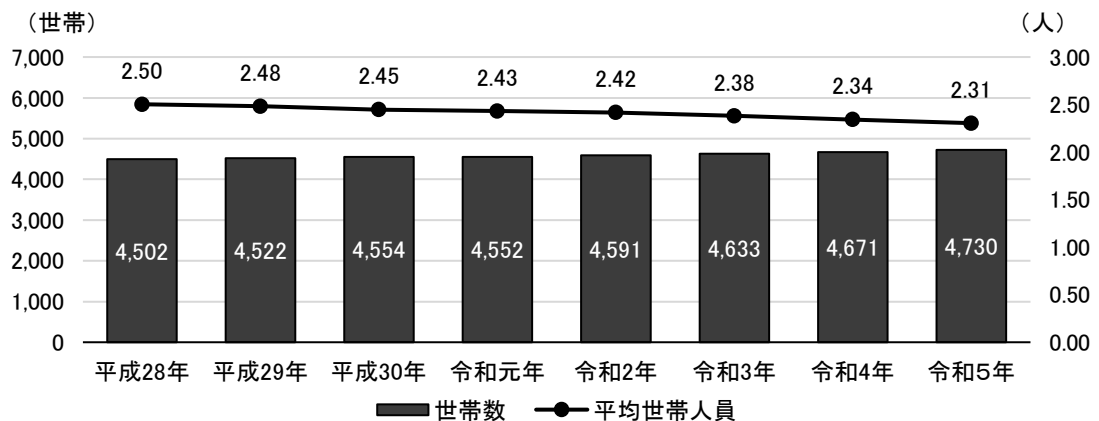
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

【人口構成比の推移】



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

【世帯数と平均世帯人員の推移】



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

### 3. 障がいのある人の状況

#### (1) 障がい者手帳所持者

本町における障がい者手帳の交付状況(身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の所持者、重複含む。)をみると、令和4年度の身体障害者手帳所持者が407人、療育手帳所持者が124人、精神障害者保健福祉手帳所持者が69人となっており、身体障害者手帳所持者の割合が全体の約7割を占めています。

平成30年度からの推移をみると、身体障害者手帳所持者は減少、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者はいずれも増加しています。

#### 【障がい者手帳所持者数】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者	447	437	423	410	407
療育手帳所持者	93	101	115	117	124
精神障害者保健福祉手帳所持者	32	38	51	62	69
合計	572	576	589	589	600

障がい者手帳所持者の年齢構成をみると、身体障害者手帳の場合、令和4年度で20歳未満の障がいのある子どもが7人となっており、20歳以上が圧倒的多数を占めています。特に、60歳以上の高齢者が多く、約8割を占めています。

療育手帳所持者では、令和4年度で20歳未満の障がいのある子どもが36人と全体の約3割を占め、身体障害者手帳よりも構成比が高く、また、20歳～59歳までが72人(全体の58.1%)、60歳以上が16人(全体の12.9%)という状況です。

両方合わせてみても、20歳未満の障がいのある子どもは増加傾向にあります。

#### 【年齢区分別の身体障害者手帳・療育手帳所持者数】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<b>身体障害者手帳所持者</b>					
20歳未満	5	5	8	8	7
20～59歳	73	74	66	73	75
60歳以上	369	358	349	329	325
合計	447	437	423	410	407
<b>療育手帳所持者</b>					
20歳未満	21	23	30	32	36
20～59歳	57	66	67	70	72
60歳以上	15	15	15	15	16
合計	93	101	112	117	124

### ① 身体障害者手帳の交付状況

令和4年度の身体障害者手帳所持者数は、407人となっています。等級別の推移では、各年ともに「1級」と「4級」の占める人数が多くなっています。

なお、令和4年度の等級別割合をみると、「4級」の割合が28.0%と最も高く、「1級」と「2級」を合わせた重度者については36.9%となっています。

【身体障害者手帳所持者数】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	131	123	95	92	101
2級	58	60	59	56	49
3級	75	72	70	75	73
4級	114	113	129	120	114
5級	35	33	37	35	39
6級	34	36	33	32	31
合計	447	437	423	410	407

### ② 療育手帳の交付状況

療育手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和4年度は、平成30年度に比べ31人増加の124人となっています。

障がい程度別の推移では、中度・軽度者(B)の割合が増加傾向で推移しています。

また、令和4年度の障がい程度別割合をみると、最重度・重度者(A)は、23.4%となっています。

【療育手帳所持者】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A (最重度・重度)	27	28	28	28	29
B (中度・軽度)	66	73	87	89	95
合計	93	101	115	117	124

### ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和4年度は、平成30年度に比べ37人増加の69人となっています。

また、令和4年度の等級別割合をみると、2級が70.8%と高くなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	3	3	4	4	4
2級	24	31	36	45	51
3級	5	4	13	13	17
合計	32	38	53	62	72

## (2) 障害支援区分

障がい福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要となる場合があります。

障害支援区分の認定者数は、令和3年度までは増加していましたが、令和4年度で減少に転じています。

【障害支援区分認定者数】 (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	1	1	1	1	0
区分2	8	12	12	13	10
区分3	16	15	16	17	14
区分4	12	12	13	13	15
区分5	11	11	11	11	9
区分6	12	14	15	14	13
合計	60	65	68	69	61

## (3) 発達障がい

発達障がいとは、ASD(自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい)、学習障がい(LD)、注意欠陥／多動性障がい(AD／HD)等、多岐にわたっています。通常は低年齢において発現するとされており、幼少期から一貫した支援を受けられることや、保護者に対する支援を充実させることが重要です。

発達障がいのある人は、発達障害者支援法をはじめ、障害者の雇用促進に関する法律、障害者基本法、障害者総合支援法などにおいて支援の対象として位置づけられています。

### 【主な発達障がい】

○ASD(自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい)

社会的なコミュニケーションや他の人とのやりとりが上手く出来ない、興味や活動が偏るといった特徴があり、幼小児期には言葉の発達の遅れなどを伴うこともある。

○学習障がい(LD)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算など特定のものの習得と使用に著しい困難をきたす様々な状態を示すとされる。

○注意欠陥／多動性障がい(AD／HD)

年齢や発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものとされる。

発達障がいのある人については、統計がないため町内の対象者を把握することができませんが、発達障がいのある人の中には、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得しており、知的障がいや精神障がいに含まれている人もいます。



## (4) 就学等の状況

特別支援学級の児童生徒数と学級数の推移は以下のとおりであり、令和4年の小学校の支援学級児童数は45人で横ばい、中学校の支援学級生徒数は15人と令和2年以降減少しています。学級数については小学校では7クラス、中学校では3クラスとなっています。

【特別支援学級の学級数と児童生徒数】

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
小学校全校児童数	650	661	657	627	638
小学校支援学級児童数	43	46	47	45	45
小学校支援学級数	7	7	7	6	7
中学校児童数	302	302	318	321	312
中学校支援学級生徒数	20	12	27	21	15
中学校支援学級数	3	3	5	4	3
支援学級児童・生徒数計	63	58	74	66	60

資料：教育振興部・健康福祉部（各年5月1日現在）

## (5) 難病等

難病対策要綱によると、難病とは、①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定められています。これまで、身体障害者手帳の取得が難しいケースが多く、必要な支援が受けられない制度の谷間にあった難病患者も、平成25年4月の障害者総合支援法の改正により、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

その後、平成26年5月に難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)が成立し、平成27年1月1日から施行されました。難病のうち、国が定めた基準に該当する338疾病(令和3年現在)が指定難病とされ、指定難病に係る医療費の助成が行われています。

また、平成26年5月30日に児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、平成27年1月1日より児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援制度が施行されました。この制度は、慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、その治療方法の確立と普及を目的とした研究等に資する医療の給付等を行うものです。令和3年11月より対象が拡大され、788疾病が小児慢性特定疾病となっています。

## (6) 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がいが生じた状態をいいます。

高次脳機能障がいは、障がいの表れ方が複雑・多様なため、その支援に関するニーズも複雑かつ多様であり、地域の関係機関が連携して支援する体制の整備が求められています。

## 4. アンケート調査等からみえる課題

### (1) 差別や偏見について

障がいのある人では「よく感じる」「ときどき感じる」を合計して、36.4%、障がいのある子どもでは40.9%の人が日常生活において差別や偏見、疎外感を感じています。

また、障がいのある人への理解を深めるために必要なこととして、「障がいや障がい者問題に関する広報・啓発の充実」「障がいのある人の積極的な社会への進出」と回答している割合が高くなっており、障がい者差別の解消に向けて取り組みを進める必要があります。

#### 【日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じる時がありますか。】

(SA) : 単数解答設問

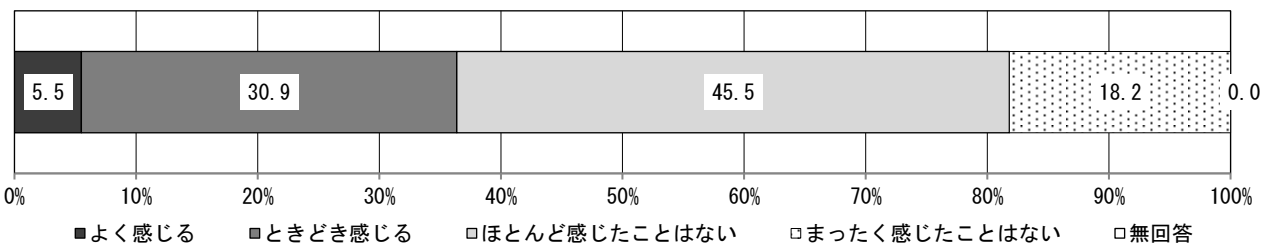
(MA) : 複数解答設問

n値: 回答数

(以下同じ)

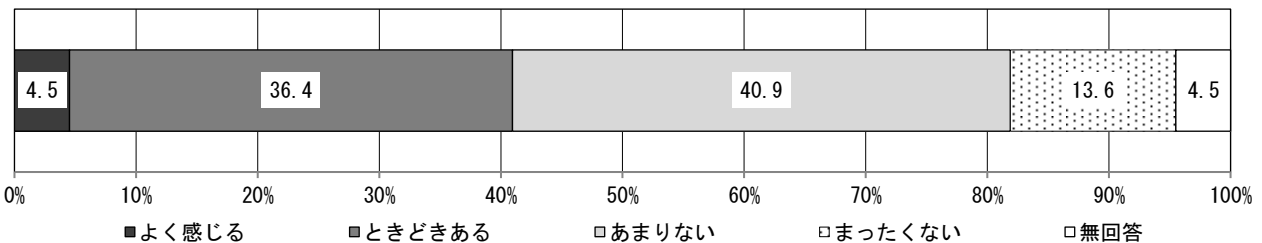
#### ●障がいのある人

(SA) n=55



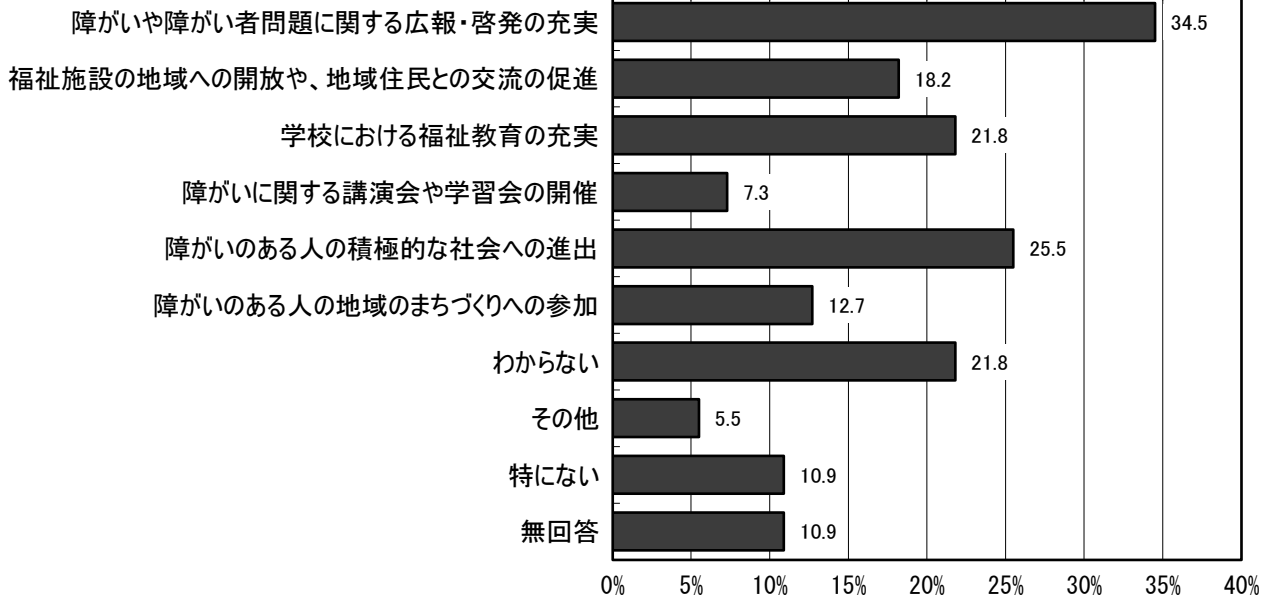
#### ●障がいのある子ども

(SA) n=22



#### 【あなたは、障がいのある人への町民の理解を深めるためには、何が重要だと考えますか。】

(MA) n=55



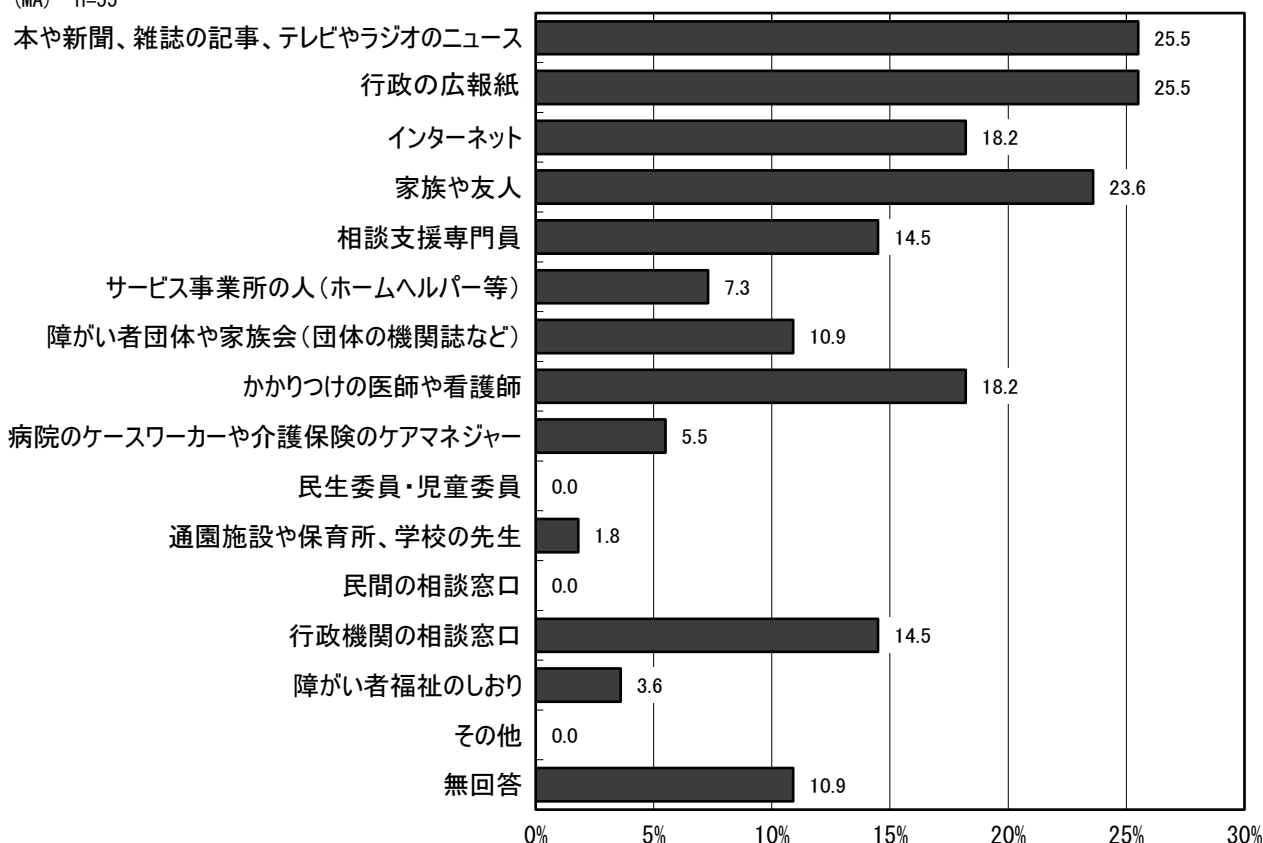
## (2) 情報提供・相談支援について

障がいのことや福祉サービスの情報の入手先について、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「行政の広報紙」と回答している割合が高くなっています。また、「インターネット」の回答も増加しており、これら広報媒体を活用しながら、提供内容の充実とともに周知・啓発を行っていく必要があります。

現在の相談体制についての不満として、「気軽に相談できる場がない」と回答した割合が高くなっており、どんなことでも、相談したいときに相談できる体制づくりが求められています。

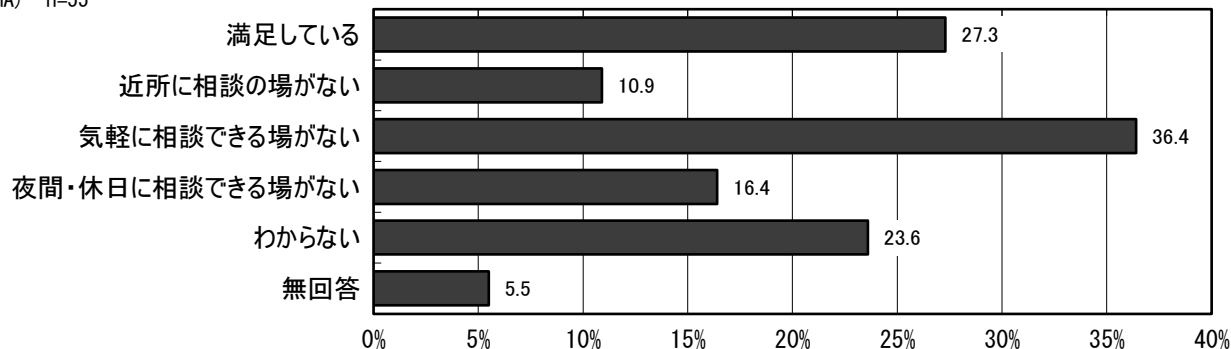
### 【障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。】

(MA) n=55



### 【現在の困った時の相談体制について、あなたはどのように感じていますか。】

(MA) n=55

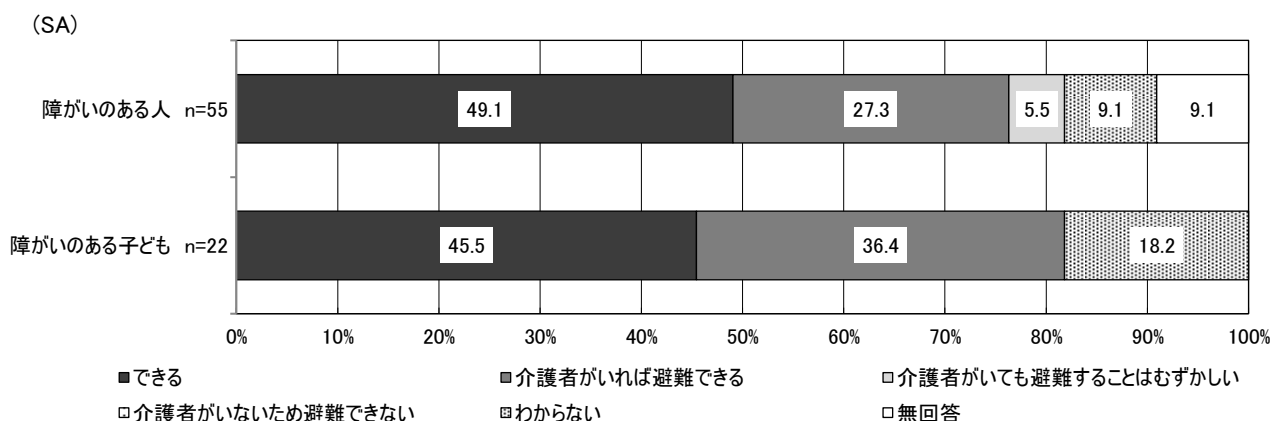


### (3) 防災について

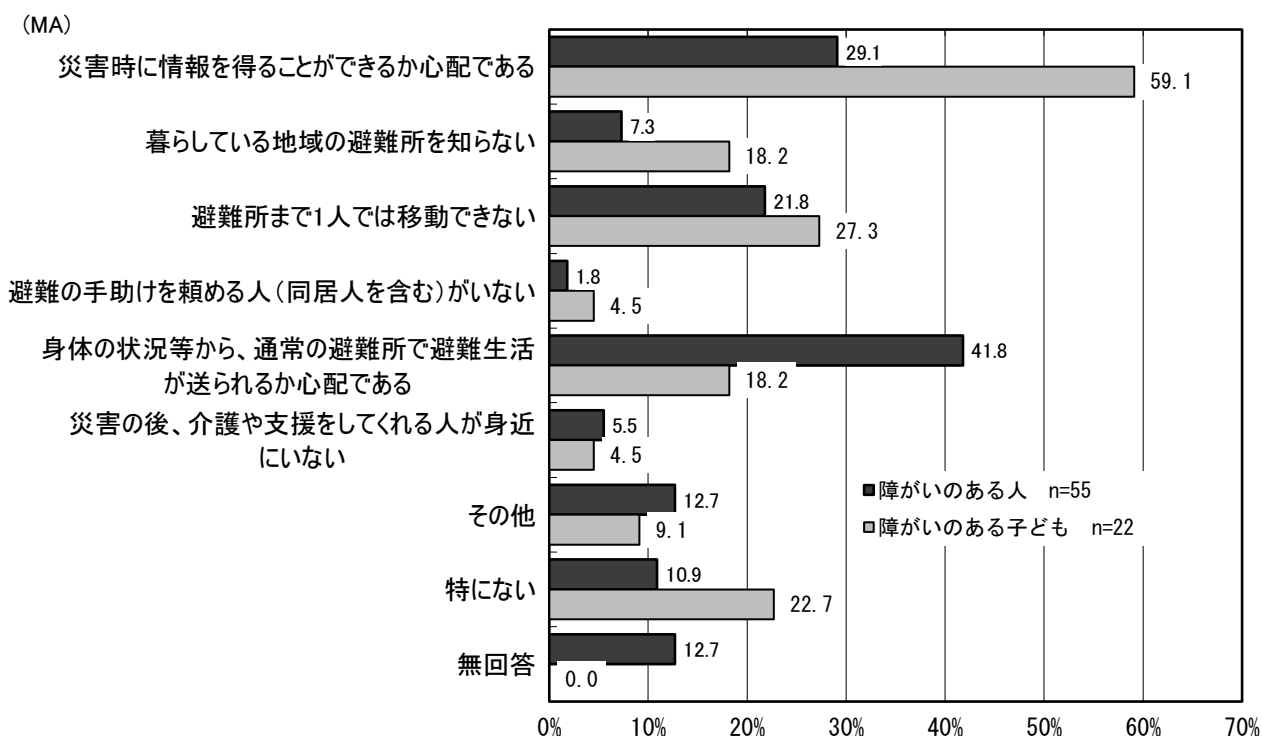
災害時の避難について、「介護者がいても避難することはむずかしい」「わからない」と回答している割合が障がいのある人では14.6%、障がいのある子どもでは18.2%となっています。

災害時などの緊急時の対応で不安なことについて、障がいのある人では「身体状況等から、通常の避難所で避難生活を送られるか心配である」「災害時に情報を得ることができるか心配である」、障がいのある子どもでは「災害時に情報を得ることができるか心配である」「避難所まで1人では移動できない」の割合が高くなっています。避難することが困難な人や避難の仕方がわからない人も一定数いることから、避難方法の周知や避難支援に向けた体制を整えていく必要があります。また、避難生活において不安を抱える人も多く、福祉避難所の設置や障がいのある人にも配慮した避難所を整備していく必要があります。

#### 【災害（地震や水害等）が起こったときに、避難することができますか。】



#### 【災害時（地震や水害等）などの緊急時の対応について、不安なことはありますか。】



#### (4) 生活支援について

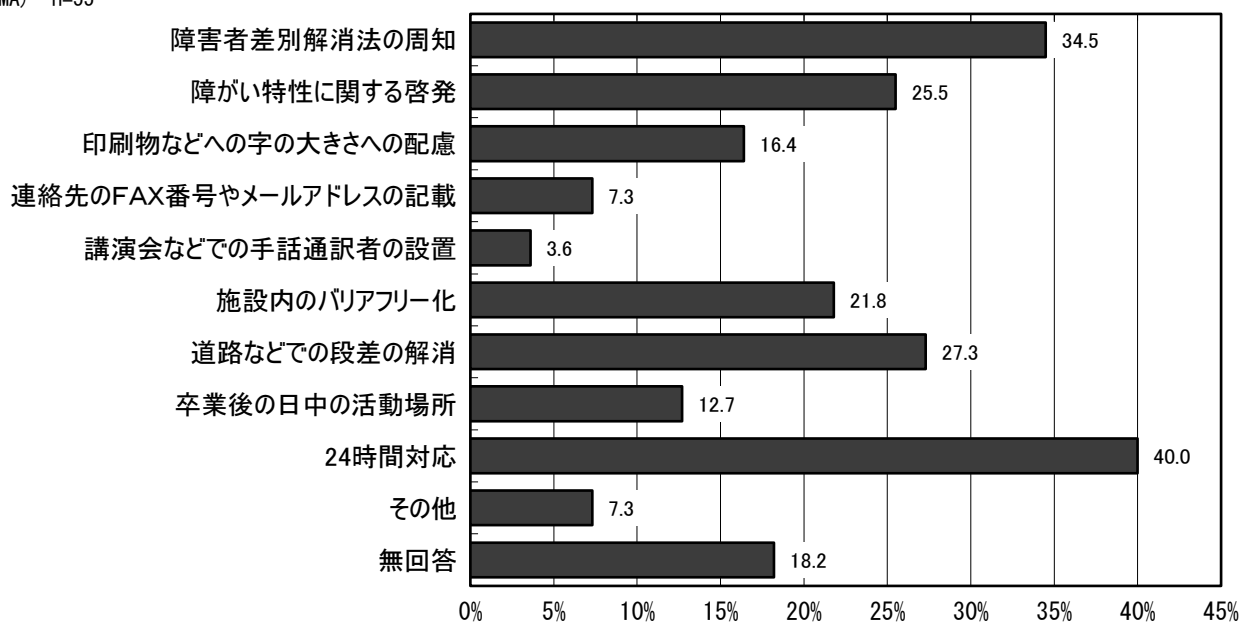
安心して暮らしていくために必要な配慮や取り組みについて、「24時間対応」「障害者差別解消法の周知」「道路などでの段差の解消」などの割合が高くなっています。

成年後見制度について「知らない」が約3割、日常生活自立支援事業については「知らない」が約4割となっています。

障がいのある人やその家族が安心して暮らしていくためにも各種制度やサービスの周知を図るとともに、バリアフリーなど障がいのある人に配慮したまちづくりを進めていく必要があります。

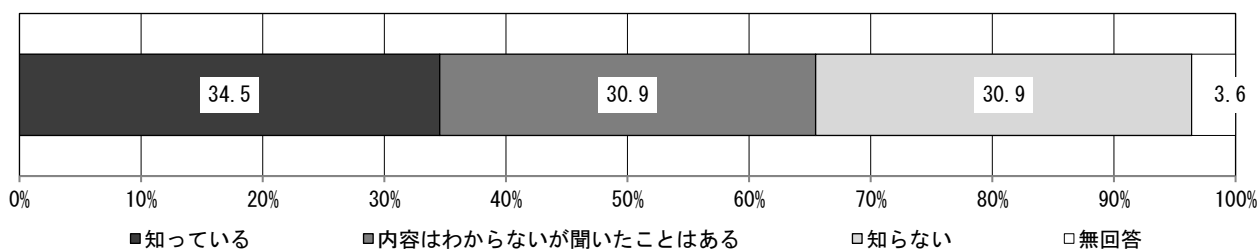
#### 【より安心して暮らしていくためにはどういった配慮や取り組みが必要だと思いますか。】

(MA) n=55



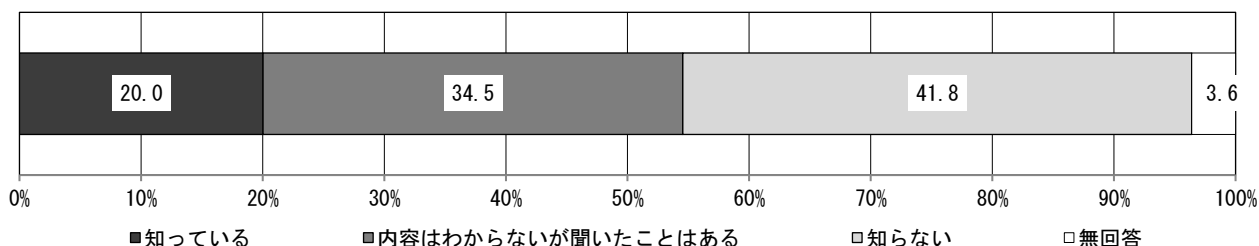
#### 【成年後見制度を知っていますか。】

(SA) n=55



#### 【日常生活自立支援事業について知っていますか。】

(SA) n=55



# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1. 基本理念

障害者基本法では、全ての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

町ではこれまでも、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いにそれぞれの個性を尊重し、一人ひとりが主体的に社会で活躍できるまちづくりを目指し、様々な障がい者施策の充実に取り組んできました。

本計画においても障害者基本法の目的を踏まえ、リハビリテーション及びノーマライゼーションの理念のもと、「地域で支え合い 安心して住めるまちづくり」を基本理念として掲げ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現を目指します。

### 【基本理念】

**地域で支え合い 安心して住めるまちづくり**

## 2. 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するために、次の5つの基本目標を定め、計画を推進します。

基本目標 1 : 共に支え合う地域づくりの推進

基本目標 2 : 自立した生活が送れる支援体制づくり

基本目標 3 : 健康づくりと社会参加の促進

基本目標 4 : 一人ひとりの健全な発達を支援する仕組みづくり

基本目標 5 : 誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり

## 基本目標 1 共に支え合う地域づくりの推進

障がい者を理由とした差別や偏見、虐待は重大な権利の侵害であり、あってはならないことです。

しかし、依然として誤解や偏見による差別、社会的な障壁の存在が、障がいのある人の地域での自立生活をさまたげていることもあります。

障がいの有無に関わらず、町民が共に理解し、地域の中で生き生きと暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、障がいのある人への理解のための活動や福祉教育を、なお一層充実します。

また、交流・ふれあいの機会を充実させ、地域で障がいのある人を支えるボランティアやNPO、障がい者団体、地域自立支援協議会の活動の活性化を図ります。

## 基本目標 2 自立した生活を送れる支援体制づくり

障がいの状況や、家庭環境、生活様式などが多様化・複雑化し、障がいのある全ての人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、総合的なサービスの充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた支援を行える体制整備を進める必要があります。

障がいのある人が自らサービスを選択し、自分に合ったより良いサービスを受けることができるように、情報提供・相談支援の充実を図るとともに、サービス供給の担い手の拡大や内容の充実を図るなど、利用者が求めるサービスを選択できるよう、必要な福祉サービスの質と量の充実に努めます。

また、障がいのある人が地域で自立した生活を送る上で、働く意欲のある人が就労し、働き続けることは、自己実現を図る上でも、極めて大きな意義があります。就労に関する相談窓口、職場開拓、職業訓練、就労定着支援を強化するため、関連機関とのネットワークの充実を図り、総合的な就労支援体制の構築を推進します。

全ての障がいのある人があらゆる分野の活動に参加できるよう、情報の取得利用・円滑な意思疎通に係る施策を推進します。

## 基本目標 3 健康づくりと社会参加の促進

年齢、障がい、疾病の有無やその程度などに関わらず、生き生きとした生活が継続できるようにするためには、身近な地域で町民一人ひとりの健康づくりを進めることが重要です。

このため、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期など、それぞれのライフステージに応じて、必要な医療を必要とときに利用できるよう、保健・福祉・医療等の連携による切れ目のない継続的なサービス提供体制の整備を推進します。

また、スポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動等の自己表現活動や社会参加活動などの生活の質の向上と生きがいづくりの活動に、いつでも誰でも参加できるよう、必要な支援の実施と環境の整備を推進します。

## 基本目標4 一人ひとりの健全な発達を支援する仕組みづくり

障がいのある子どもたちが、持てる能力を十分に発揮し、自立を目指すため、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図ります。

また、障がいのある子どもたちの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、通所支援等の提供、就学支援を含めた教育支援体制の整備など、障がいのある子どもの療育体制の強化やその保護者を支援する体制の強化を図ります。

障がいの有無に関わらず可能な限り共に教育を受けられるように整備を進めるとともに、個々の子どもの教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育※を推進します。

## 基本目標5 誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり

誰もが地域で自立した生活を送り、積極的に社会参加していくため、道路、建物等のバリアフリー化を推進するとともに、外出支援の充実を図り、障がいのある人が安心して積極的に外出しやすい環境づくりに努めます。

また、障がいのある人の安全確保のため、緊急時や災害に備えた体制の点検・整備と防犯対策の充実に努めます。

※インクルーシブ教育:「子どもたちは一人ひとりが多様である」ということを前提に、障がいの有無に関わりなく誰もが、望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常教育で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。



## 各論 I 障害者基本計画

---

# 第1章 施策の体系

「第4期勝央町障害者基本計画」の施策体系は以下のとおりです。

## 【施策体系】

基本理念	基本目標	施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域で支え合い 安心して住めるまちづくり</p>	<p>基本目標 1 共に支え合う地域づくりの推進</p>	<p>(1) 相互理解と交流の促進 (2) 差別の解消、虐待防止及び権利擁護の推進 (3) 福祉教育の推進 (4) 地域の人材の活用と養成 (5) ボランティア団体等の育成</p>
	<p>基本目標 2 自立した生活が送れる支援体制づくり</p>	<p>(1) 相談支援体制の充実と強化 (2) 障がい福祉サービスの充実 (3) 就労支援と職場定着等の促進 (4) 自立生活を支援するための施策推進 (5) 重層的支援体制整備の推進 (6) 障がい福祉人材の育成・定着支援</p>
	<p>基本目標 3 健康づくりと社会参加の促進</p>	<p>(1) 健康を支える保健・医療サービスの充実 (2) 医療的ケアが必要な児童への支援の充実 (3) 依存症等への対策の推進 (4) 文化活動、スポーツ・レクリエーション活動の充実</p>
	<p>基本目標 4 一人ひとりの健全な発達を支援する仕組みづくり</p>	<p>(1) 早期発見・早期療育体制の充実 (2) 誰でも受けやすい教育環境の充実</p>
	<p>基本目標 5 誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり</p>	<p>(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 防災・防犯体制の充実 (3) 感染症等の予防対策の推進</p>

## 第2章 施策の展開

### 基本目標 1. 共に支え合う地域づくりの推進

#### (1) 相互理解と交流の促進

##### ■現状■

障がいの有無に関わらず、誰もが様々な活動に参加でき、自分らしく生きることができる「共生のまち」を目指すには、町民や事業者が障がいのある人に対して関心を持ち、理解を深めることや、社会参加を促進することが大切です。

障がいの種類や年齢に関わらず参加できる文化活動や学習機会の提供を充実し、交流を通じてお互いを理解し合える交流の機会の場の充実を図ることが大切です。

毎年12月に広報紙や無線放送にて「障害者週間」を周知し、普及・啓発に努めています。

##### ■課題■

全ての町民に、障がいに関する情報が行き届いているとはいえない状況であるため、今後も広報紙や無線放送等での情報周知を継続していく必要があります。

また、町民の交流活動を展開させるため、今後も引き続き情報提供を行い、地域の方々との交流を促進します。

さらに、全ての町民が互いに支え合い、共に生きる社会を実現するために、地域福祉活動を推進し、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図り、配慮・支援できるようにしなければなりません。

##### ■施策の方向性■

- ・ 障がいの有無・障がい種別に関わらず、全ての町民が共生できる地域社会をつくるため、町民に対し、障がいの正しい理解をするための普及啓発・広報活動を一層推進します。
- ・ 内部障がい、発達障がい、難病等、外見から障がいかわからない人に対して配慮と支援が得られるよう、ヘルプマーク、ヘルプカードの交付を行います。

#### ① 町民への情報提供の充実

施策・事業名	事業の内容
行政サービスの情報提供	町の広報紙などを活用し、障がいのある人の理解に関する情報の提供に努めます。
精神保健福祉等に関する知識の普及	保健所や専門医、各関係機関との連携のもと、町保健師や臨床心理士等の専門職が関わり、福祉・医療・教育・行政等関係機関が連携し、正しい知識の普及啓発を図ります。

## ② 交流・自発的活動の推進

施策・事業名	事業の内容
交流活動への支援	既存の障がい者団体・障がいのある子どもを持つ親の会への参加・交流ができるよう、引き続き支援していきます。 障がい者団体等が主催する交流事業に対し、場所や情報の提供、相談、共催等の支援を図ります。
支え合いの地域づくりの推進	「自立」と「安心」を支えていく「地域共生社会」の実現に向けて、住民ボランティアや事業者等の協働による支え合い、助け合いのネットワークづくり等の地域づくり活動を支援します。

## (2) 差別の解消、虐待防止及び権利擁護の推進

### ■現 状■

障がいを理由に差別や偏見の目で見られることなく、障がいのある人もない人も安心して住み慣れた地域で暮らせる環境をつくることが求められます。

町では、障がいのある人が家庭や施設等で虐待などの人権侵害を受けることのないように、虐待防止や虐待発生時の早期発見対応等、総合的な対策を行うとともに、障害者虐待防止法に基づき、障がいのある人の虐待の通報窓口を健康福祉部にて設置しており、相談支援の強化に努めています。

また、地域の見守り体制として、身体障害者相談員・知的障害者相談員、各地区の民生委員児童委員及び警察署等と連携を強化して、業務を行っています。

### ■課 題■

施策の推進に努めているものの、現実には障がいのある人への様々な権利利益侵害等が問題となっており、差別の解消、人権・権利擁護については、より一層施策を推進していく必要があります。

また、自分に関わる施策に対し意見を表明し、施策に反映させる機会があることは、地域で自立した生活を営む点からも、施策を実施していく上でも不可欠な要素であり、障がいのある人の声を様々な形で把握し、その意見を関係施策に反映していくための方策を検討することが必要です。

平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に基づき、虐待が障がいのある人の尊厳を害し、虐待を防止することが、障がいのある人の自立や社会参加にとって、きわめて重要であることから、今後も障害者虐待防止法及び相談窓口の周知を図る必要があります。

### ■施策の方向性■

- ・ 障がいのある人が虐待や差別を受けることなく、権利を尊重されながら地域で安心して生活を送ることができるよう、職員に対し研修会等を実施できる体制づくりに努めていくなど、虐待・差別の防止を含む権利擁護のための施策の展開を図ります。
- ・ 十分な自己決定や意思表示が困難な人に対しては、人権や財産を守り、権利の行使を支援する体制づくりが重要であるため、財産の保全管理や各種申請など、こうした障がいのある人が地域で自立した生活を続けられるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を推進します。

## ① 権利擁護体制の確立

施策・事業名	事業の内容
権利擁護の推進	障がいのある人が、地域で安心して自立した生活を送れるように、権利擁護に関する相談等を行う「障害者相談支援事業」や町社会福祉協議会で実施している「日常生活自立支援事業」、また成年後見制度等の権利擁護に関する事業の利用促進を図ります。
美作市権利擁護センターの活用	美作市権利擁護センターと連携し、権利擁護に関する町民からの相談を受け止め、関係機関と連絡調整を行いながら解決に努めます。
障がい特性の理解促進	発達障がいや内部障がい等目に見えない障がいを持っている人が生活しやすいように障がい特性を理解し、配慮できる人を一人でも多く増やしていきます。

## ② 虐待防止

施策・事業名	事業の内容
虐待防止対策の推進	家庭や施設等で虐待などの人権侵害を受けることのないように、虐待防止や虐待発生時の早期発見対応等、総合的な対策を行うとともに、障害者虐待防止法に基づき、虐待の通報窓口設置や相談支援の強化に努めます。地域の見守り体制を強化し、虐待通報機能の強化等、地域における防止対策を推進します。 また、障がい者や精神障がい者に対する虐待防止の取り組みを推進するとともに、障がい福祉サービス事業所における虐待防止委員会の設置、従事者への研修受講を促します。
差別の解消	障害者差別解消法に基づく社会的障壁の除去については、障がいのある人に関する理解を促進するため配慮のある様々な取り組みが必要です。こうした課題を解決していくためにも、広報紙を通じた啓発活動等、差別解消を図ります。

### (3) 福祉教育の推進

#### ■現 状■

障がいのある人が住み慣れた地域において豊かで自立した生活をし続け、自由に社会参加できるようにするためには、個々に対する福祉サービスの充実だけでなく、ノーマライゼーションの理念からも障がいのある人も障がいのない人も、共に学び、育つことを実現させ、暮らしやすいまちづくりを推進する必要があります。

また、社会福祉協議会による「福祉体験出前講座」を通じて、町内の小学校へ出向き、車いす当事者の人の講演会や体験による総合的な福祉を学ぶ学習機会の場を設けています。

#### ■課 題■

障がいのある人の人権について理解を深め、一人ひとりの「心の壁」を取り除くためには、就学前教育や学校教育の中で、早い段階から一貫した支援を行い、交流や福祉教育の機会を持つことが特に大切であり、今後も、町社会福祉協議会、教育委員会と連携し、職場体験などの機会を通して、福祉を学ぶ機会の拡充に努めていく必要があります。

#### ■施策の方向性■

- 福祉に関する研修の場や学校における一貫した人権教育を推進するとともに、福祉体験学習、ボランティア体験の機会の充実を目指します。

#### ① 学校や社会での福祉教育の推進

施策・事業名	事業の内容
学校等における福祉教育の推進	総合的な学習の時間等を活用して、児童生徒が障がいに対する正しい理解や認識を育てる教育の推進、また社会福祉協議会等と協働し、体験的に福祉を学ぶ機会の拡充に努めます。
地域や町職員、社会教育等における人権や障がいに関する学習機会の充実	社会教育を通じ、人権や障がいのある人への理解・問題に関する学習機会の充実を図るとともに、人権啓発事業の充実を図ります。また町職員全体の福祉意識の向上を図ります。

## (4) 地域の人材の活用と養成

### ■現 状■

障がいのある人をめぐる福祉の充実には、障がい者福祉に携わる様々な人材の確保が必要となります。全国的に少子高齢化が進む中、福祉の仕事に就いてもらうための対策が必要となっています。

また、多様化する障がい福祉ニーズに対応するため、専門職の仕事が複雑化しています。様々な技能や経験を持つ地域住民の人材を有効に活用することにより、専門性の向上が期待されます。

### ■課 題■

福祉人材を確保し、活動の質を高めるためには、専門職が専門的な事業に専念できるよう、地域の様々な人材を活用した支援体制が必要になってきます。

また、福祉人材の確保にあたっては、専門職等の研修の実施や多職種間の連携に努めるほか、広く福祉の仕事の理解を深め、多様な人材に感心を持ってもらうことが必要です。町社会福祉協議会や地域福祉団体また福祉サービス事業者などと連携を図り、支援していきます。

既存のボランティアや、ボランティアに参加したい人に対して、必要な情報を提供するとともに、地域ニーズを把握に努めることが必要です。

### ■施策の方向性■

- ・ 障がいのある人の自立を支援するために、地域の施設、医療機関等の人材を積極的に活用するなど連携・協力の体制を密にするとともに、福祉や保健・医療の担い手となる人材の養成に努めます。
- ・ 障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることを、関係機関等が連携して積極的に周知・広報に努めます。

### ① 福祉人材の確保と養成

施策・事業名	事業の内容
広報・啓発活動の充実	福祉に関係する仕事についての理解を深めるため、役場や事業所、関係団体等が連携して障がい福祉の仕事の広報・PRに取り組みます。
就労的活動の促進	障がいのある人自身が、積極的に地域活動や健康づくりなどに仕事として携わるための就労支援に努めます。
専門職の専門性を高めるための取り組みの推進	専門職に対する研修の実施や多職種連携などによる質の向上を図るとともに、専門職が必要な業務に専念できるような支援の取り組みを促進します。

## (5) ボランティア団体等の育成

### ■現 状■

障がいのある人が地域で生活するためには、制度に基づく公的なサービスに加え、ボランティアなどの町民参加を基本とする制度外の活動によるきめ細かな支援が必要です。

障がいのある人への支援では、手話等の専門性が求められる分野もあることから、専門ボランティアの確保が求められています。

### ■課 題■

ボランティア活動に関する情報提供やボランティア団体の確保・育成、団体に対する支援等においては、十分できていない状況です。社会福祉協議会と連携を図りながら取り組みを進めていく必要があります。

ボランティアに関心のある人をボランティア活動とマッチングするための仕掛けづくりが重要となっています。

既存のボランティアだけではなく、支援の必要性や活動したい人たちのつながりによってボランティア団体等の立ち上げや活動継続支援などに努めることが求められます。

ボランティアを必要とする情報が、ボランティア活動をしたい人に届く仕組みづくりが求められます。

### ■施策の方向性■

- ・ 障がいのある人の多様な活動ニーズに対応できるよう、点訳や手話などの専門ボランティアや、図書館での朗読ボランティアの確保と育成に努めるとともに、活動の促進を図ります。
- ・ 情報提供機能・調整機能の強化を図り、多くの町民がボランティア活動に参加できる環境を整え、必要な支援を必要な人につなげる体制の整備に努めます。

#### ① ボランティア活動の促進

施策・事業名	事業の内容
ボランティア活動に関する情報提供の充実	ボランティア参加の窓口を明確にし、町民等に周知活動を行います。
ボランティア活動の活性化	ボランティア活動希望者の登録や調整、組織化を支援するとともに、町民各層のボランティア活動への参加を図るために、課題別のボランティア養成講座やボランティア体験の機会の充実を図ります。
障がいのある人自身のボランティア活動への支援	障がいのある人の社会参加を促進するため、障がいのある人自身のボランティア活動を支援します。
専門的なボランティアの育成	ボランティアやボランティアに関心のある人への研修や体験会などを行い、点訳や手話などの専門性の高いボランティアを育成します。



## 基本目標 2. 自立した生活が送れる支援体制づくり

### (1) 相談支援体制の充実と強化

#### ■現 状■

地域で自立した生活を送るためには、様々なニーズに対応した相談、支援等が必要となります。各関係機関、事業所等との連携及び相談体制の充実を図り、よりよいサービスへとつなげられることが大切です。

本町は、「勝田郡地域生活支援センター虹」と委託契約を締結しており、障がいの有無に関わらず日常生活、医療、福祉等全般の相談支援、コーディネーター的な役割を担っています。

また、勝英地域自立支援協議会では、相談支援専門員の協議の場を設けており、研修会や個別事例検討会を実施し、地域資源の開発、改善等に努めています。

ピアカウンセリングにおいては、障がいのある子どもを持つ親の会「スマイル」、身体障害者福祉協会、主に精神障がいを持つ当事者・家族の会「やまなみ会」が活動しています。

勝英地域自立支援協議会においては、「ぐんぐん部会」が定期的に支援者とともに、他市町村の保護者との情報交換、学びの場を設ける「ほっこりほっとカフェ」を開催し、研修や事業を実施しています。

#### ■課 題■

相談支援事業所の障がい福祉全般の施策に対する理解を深めるとともに、より一層個別のニーズに合わせたサービスが提供できるよう、行政など各種関係機関との連携を図る必要があります。

また、地域にある「親の会」、「当事者の会」、相談支援専門員の活動がまだまだ知られていないため、広く情報提供し、活動の周知を図り、協力者を得る努力をしていく必要があります。

#### ■施策の方向性■

- ・ 多様な障がい特性を理解した上での支援及び当事者が、安心してサービス利用等ができるよう相談支援事業所の専門性・サービスの質の向上を図ります。
- ・ 「親の会」、「当事者の会」、相談支援専門員等の活動の周知をするとともに、行政・勝田郡地域生活支援センター虹等がパイプ役となり、結び付けていきます。
- ・ 相談支援専門員・行政窓口対応者が施策・サービスの理解の充実を図るとともに、あらゆる機会にイベント・会議等を通じて当事者・家族に情報が行き届くよう体制づくりを行います。

### ① 福祉情報提供の充実

施策・事業名	事業の内容
公的サービス情報の内容充実	事業所情報等、新規サービスやイベント、また研修会等の新しい情報が行き届くように、町ホームページ・広報紙等の活用により一層の充実を図ります。
聴覚障がい、視覚障がいのある人への情報提供	美作市社会福祉協議会に業務委託している「手話奉仕員養成事業」を周知し、受講生を募ります。手話奉仕員、要約筆記者の派遣等も位置づけています。
ウェブアクセシビリティ※の向上	障がいの有無に関わらず、誰もがインターネットで提供されている情報を利用できるよう、研修などを通じ、職員等の意識を高めるとともに、わかりやすい公式ホームページの作成に努めます。

※アクセシビリティ:「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障がい者をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやWeb ページなどの情報資源を不自由なく利用できる「ユニバーサルデザイン」の考え方。

### ② 相談体制の充実

施策・事業名	事業の内容
相談支援体制の充実	相談業務を受ける職員のサービスに対する知識・理解を深め、ニーズにあった情報提供等が行えるように、職員の専門性・相談支援の充実を図ります。また障がいに関する福祉サービス等の周知を図ります。
学校・保育園等との連携強化	専門職や各関係者によるケース会議等で支援方法を検討し、学校・保育園等の教育との連携を強化します。
ピアサポートの推進	障がい当事者で支え合いや相談支援を行うピアサポートの活動を進めるために、ピアサポーターの確保に努めます。

### ③ 障害者地域生活支援センター・就業支援センターの充実

施策・事業名	事業の内容
相談・援助機能の充実	「勝田郡地域生活支援センター虹」の機能の充実を図るとともに、専門員のスキルアップや質の向上を図ります。

## (2) 障がい福祉サービスの充実

#### ■現状・課題■

住み慣れた地域で安心した生活を営み、また地域社会の中で障がい者が人権を尊重され、個性を生かす社会の一員としてふさわしい自立した生活を送るための条件を整えるとともに、利用者の視点に立ったサービスが適切に受けられるよう、障がい者福祉の充実に努めます。また、事業所や各関係機関との連携を図り、在宅や施設サービスの情報提供や支援に務めます。

子どもとの関わり方を学び、育児での困りごとやストレスを和らげるための保護者向け心理教育「ペアレント・トレーニング」を臨床心理士のもと定期的に開催しています。

障がいのある人の就労や生産活動等の場として令和6年度に就労継続支援B型の事業所が新規に開設する予定です。

## ■施策の方向性■

- ・ 施設入所者及び精神障がい者の長期入院者の地域移行を進める際に、在宅医療・居宅介護の確保等、体制の整備に努めます。
- ・ 住み慣れた地域で自立した生活を送るため、ファミリー・サポート・センターの利用など、地域資源を活用することにより日常生活がより安心して生活できるよう具体的な情報提供に努めます。

### ① 在宅福祉サービスの充実

施策・事業名	事業の内容
訪問サービスの充実	身体介護や家事援助等を行うホームヘルパーの派遣について、対応を含めたサービス提供体制の充実を図ります。
通所サービスの拡充	重度の身体障がいのある人や知的障がいのある人の生きがいづくりや日常生活訓練等を行うデイサービスについて、関係機関、関係団体の協力を得て、事業の拡充・充実を図ります。
短期入所支援の拡充	介護者の疾病や急な用事等により、家庭において一時的に介護ができなくなった場合、施設での一時的保護の拡充、事業の充実を努めます。
共生型サービスの推進	介護保険または障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくします。
障害児通所支援サービスの拡充	児童発達支援、放課後等デイサービス等を実施し、障がいのある子どもに対して、生活能力向上のための訓練や社会との交流等を提供することにより自立を促進します。
地域生活支援事業の推進	障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」について、障がいのある人の利用ニーズなどを踏まえた事業を実施します。
在宅の難病患者等に対する支援策の検討	保健・医療・福祉の連携強化による訪問指導などのきめ細かな支援体制の整備について検討します。

### ② 施設サービスの充実

施策・事業名	事業の内容
自立生活訓練の強化	地域での自立生活の実現に向け、入所施設における自立生活訓練の充実を促進します。
施設利用者に対する支援	在宅での生活、あるいはグループホームでの生活が困難な障がいのある人が施設で生活できるよう、居住支援サービスの確保を図ります。

### (3) 就労支援と職場定着等の促進

#### ■現状・課題■

障がい者の雇用・就労は、社会経済活動への参加に向けた課題であり、また企業等に対して障がい者への理解や配慮を求める必要があります。今後も雇用促進に向け、企業や事業所が障がい者を受け入れるための体制づくりや職場環境整備等について雇用促進を図っていくことが大切です。

一般就労を目指す障がい者が適切な支援を受け、ニーズに合った就労の実現や定着を推進し、就労移行支援の利用を促進するなど支援に努めています。

就労移行支援及び就労定着支援については、今後の大きな課題となっています。

#### ■施策の方向性■

- ・ 勝田郡地域生活支援センター虹や津山障害者就業・生活支援センター等と連携し、ニーズに合った就労につながるよう支援します。
- ・ 福祉的就労から一般就労への促進、企業や学校、福祉施設等との連携・協力による支援体制の整備を図ります。

#### ① 福祉的就労の充実

施策・事業名	事業の内容
福祉的就労の場の開拓・確保	各関係機関・団体、民間企業等との連携を強化し、障がいのある人の職業能力に関する啓発を進めながら、多様な福祉的就労の場の開拓・確保に努めます。

#### ② 一般就労の促進

施策・事業名	事業の内容
就労支援の周知と啓発	雇用に向けて、障がいのある人への理解・啓発を進めます。また、障がいのある人の職場適応に向けて、障がい特性に応じて専門的な支援を行うジョブコーチ等の活用も図ります。
雇用促進ネットワークの形成	公共職業安定所、就労移行支援施設・就労継続支援施設等との連携により、障がいのある人の雇用促進のためのネットワーク形成に努めます。

#### ③ 職業リハビリテーションの充実

施策・事業名	事業の内容
職場適応訓練の拡充	公共職業安定所や岡山障害者職業センターが推進している職場適応訓練について、拡充を支援します。

#### ④ 就労継続のための支援の充実

施策・事業名	事業の内容
技術習得支援	職業訓練を行っている岡山県立北部高等技術専門校等、関係機関と連携し、障がいのある人の職業技術取得を支援します。
事業主相談支援	障がい者雇用をしている事業主の相談や職場への助言・指導等、支援の充実を図ります。

### (4) 自立生活を支援するための施策推進

#### ■現状■

地域での自立生活を支援するためには、住まいの場の提供が不可欠です。

勝英地域自立支援協議会では、令和3年4月に「地域生活支援拠点」の整備を行い、居住支援のための機能を地域資源により地域全体で支えるサービス提供体制を構築し、取り組んでいます。

また、暮らしの拠点を確保することが地域への移行を支援・促進する上で重要となります。

社会生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するためには、経済的な基盤づくりも重要となり、地域での自立生活を実現するため「勝田郡地域生活支援センター虹」を中心に、自立生活全般についての相談支援を行っています。

年金・各種福祉手当等の利用促進、各種割引・控除・減免制度の利用促進等により、生活の安定を図っています。

#### ■課題■

在宅での生活を希望している人の自立生活を支援するため、引き続き、障がいのある人や介護者の日常生活の利便性を確保した居住支援の充実を図っていくとともに、家族の経済的負担を軽減するため、国・県の動向を勘案しながら、各種手当等の充実を図っていく必要があります。

また、障がいのある子どもと要介護の親の問題など、障がい福祉サービスの支援だけでなく、介護保険制度等、包括的な支援体制の構築を進めていく必要があります。

#### ■施策の方向性■

- ・ 地域での生活を希望している人の自立生活を支援するためには、住まいの場の提供と相談支援体制の充実が不可欠です。このため、勝田郡地域生活支援センター虹を中心とした相談体制の充実とともに、地域での継続的な生活や施設からの地域への移行を支援する暮らしの場の確保を図ります。
- ・ 生活の安定を図るため、各種年金や手当制度の充実・普及を図ります。また、きめ細やかな相談支援を行うことができるよう、関係機関との連携の強化に努め、町全体で受け止める相談体制を構築します。

## ① 居住支援の充実

施策・事業名	事業の内容
居住支援体制の充実	勝英地域自立支援協議会と連携し、解決の方法について検討します。また、地域の資源を活用するとともに、情報提供体制の整備を図ります。
住まいの場の提供	障がい者の地域生活の場として必要な共同生活援助(グループホーム)や賃貸住宅等への円滑化を図り、不動産業者等にバリアフリーの理解を求め、適切な利用促進に努めます。

## ② 生活安定のための各種制度の利用促進

施策・事業名	事業の内容
年金・各種福祉手当等の制度の利用促進	生活の安定を図るため、障害基礎年金や特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等各種手当に関する情報を周知するとともに、利用促進に努めます。
各種割引等の周知	NHK受信料や交通運賃割引など、各種制度に関する情報の周知を図ります。

## (5) 重層的支援体制整備の推進

### ■現状・課題■

近年、一つの世帯の中で複数の課題を抱え、従来の支援体制では対応の難しい事例が顕在化しています。こうした地域住民の複合化・複雑化した課題に対応していくため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を中心とした包括的な支援体制の構築が求められています。

### ■施策の方向性■

- ・ 介護、障がい、子ども、困窮等の地域づくりに係る事業を一体として実施し、本人、世帯の属性に関わらず、受け止める包括的な相談支援体制の整備に努めます。
- ・ 地域資源を活用しながら就労支援や居住支援など、社会とのつながりを回復する支援を行い、既存の取り組みでは対応の難しい狭間のニーズに対応します。
- ・ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援を行います。

### ① 重層的支援体制の整備

施策・事業名	事業の内容
断らない相談支援	様々な相談支援窓口が連携し、専門機関からの相談や支援につなげていく、ネットワーク型の相談支援体制を構築します。
地域参加の支援	相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされないニーズに対し、各関係機関と連携を図り、気軽に参加できるよう地域の理解や啓発に努めます。また、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援に努めます。
地域づくりに向けた支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を図ります。

## (6) 障がい福祉人材の育成・定着支援

### ■現状・課題■

障がいのある人が身近な地域で質の高いサービスを受けられる体制を整えるためには、障がい福祉を担う人材の育成及び定着に向けた取り組みを進めることが重要です。

また、ICT技術を活用した障がい者支援を行い、人材の確保に向けて、業務の改善や職場のPRなどの取り組みを進めていく必要があります。

### ■施策の方向性■

- ・ 障がい福祉サービスに係る安定的な運営を促進するとともに、福祉人材の養成・定着を図り、社会資源の充実に努めます。

### ① 障がい福祉人材の育成・定着支援

施策・事業名	事業の内容
地域の人材育成・確保	福祉人材の確保に向けて、高齢者福祉や児童福祉など分野を越えて連携します。
職員の専門性向上	町職員や民間事業所職員の専門性向上・スキルアップのため、県などが行う研修会への参加を促進します。
魅力的な職場であることの周知・広報	障がい福祉施設や事業所の働く場としての魅力を広報・PRし、人材の確保につなげます。

## 基本目標 3. 健康づくりと社会参加の促進

### (1) 健康を支える保健・医療サービスの充実

#### ■現 状■

それぞれのライフステージにおける保健事業を充実させ、予防や早期発見、早期治療等のための適切な施策を推進することが必要です。

また、障がいのある人にとって、医療・リハビリテーションの充実は、障がいの軽減を図り、自立を促進する上で不可欠です。

町では、障がいの軽減、日常生活の向上を図るため、障がいの種別、程度に合わせた有効な補装具の交付・修理を行っています。近年は、糖尿病や高血圧症による腎障がいからの人工透析や脳血管疾患、心疾患から要介護状態になる人が増加しており、糖尿病を中心とした生活習慣病の発症や重症化の予防を推進していくことが重要であり、健康の保持・増進のための支援策の充実が必要です。

#### ■課 題■

障がい等の原因になる病気、あるいは障がいのある人の病気など、年齢に関係なく発生する疾病等について、十分な知識を持っている人が少ないといった課題も挙げられています。このため、各種健康診査や保健事業などの施策を充実し、一次予防の視点を重視した健康づくりを一層推進していく必要があります。

また、障がいのある人や高齢者が、住み慣れた地域で安全かつ安心して生活していくためには、寝たきりや要介護状態にならないよう、地域で適切なリハビリテーションが提供されることが必要であり、そのための体制整備を図るとともに、関係者や関係機関が協力して地域リハビリテーションの充実を図る必要があります。

なお、精神障がいのある人については、社会や生活環境の変化によるストレスから心の健康を損なう人が増加しており、精神疾患は生活習慣病と同様に、誰もがかかり得る病気であることを認識するための心の健康づくりに関する知識の普及啓発が大切です。

#### ■施策の方向性■

- ・ 障がいのある人が安心して医療を受けられるよう、診療体制の整備を推進するとともに、医療福祉、自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院)など医療費公費負担制度の周知及び利用促進に努めます。
- ・ 疾患の原因が不明で効果的な治療方法が確立されていない難病については、国や県の施策と連携した支援策の検討とともに、患者負担の軽減に努めます。
- ・ 早期に発見し、早期の治療へと適切な支援につなげていきます。



### ① 障がいの軽減とリハビリテーションの推進

施策・事業名	事業の内容
有効な補装具の交付・修理	日常生活自立支援事業として、障がいの軽減、日常生活の向上を図るため、障がいの種別、程度に合わせた有効な補装具の交付・修理に努めます。特に、当事者に合った適切な補装具の交付ができるよう巡回更生相談所の利用も進めます。
健康教育、健康相談による健康づくりの推進	保健・医療と福祉の連携のもと、障がいのある人等を対象とした健康教育、健康相談の充実を図ります。

### ② 医療給付・助成の推進

施策・事業名	事業の内容
医療費公費負担制度の利用促進	障がいのある人が安心して医療を受けられるよう、医療福祉、自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院)など医療費公費負担制度の周知及び利用促進に努めます。
重度心身障がい者医療費の助成	医療機関の窓口で、健康保険証と心身障害者医療費受給資格証を提示することで、保険診療に掛かる自己負担額から一部負担金を引いた額を公費で負担します。

### ③ 精神保健福祉・難病対策の推進

施策・事業名	事業の内容
社会復帰対策の促進	精神障がいのある人の社会復帰を促進するため、就労支援施設における社会復帰訓練を継続的に拡充し、社会的自立を促します。また、生活の場の確保を支援し、社会的入院の解消に向けた取り組みを促進します。
相談体制の整備	心の健康や精神障がい、難病に関する身近な相談窓口として、保健所による難病相談、精神保健福祉相談の活用、障害者相談支援事業の活用を図るとともに、町総合保健福祉センターや勝田郡地域生活支援センター虹等、相談支援専門員や各関係機関の相談業務を拡充します。
難病対策の推進	難病患者・家族の交流の場を活用するとともに、ボランティアの協力を得ながら、難病を理解し、支えることのできる地域社会づくりを促進します。

## (2) 医療的ケアが必要な児童への支援の充実

### ■現 状・課 題■

多様化する障がい児支援のニーズに対応していくために、医療的ケアが必要な児童に対する支援の充実が求められています。

医療機関との連携を通じて、医療的ケアを必要とする児童に対して充実したサービスを提供できる仕組みを構築していく必要があります。

### ■施策の方向性■

- ・ 障がい児支援を行う事業所及び人材の確保に向けて取り組みを進めます。

### ① 医療的ケア児への支援の充実

施策・事業名	事業の内容
医療的ケア児への支援体制の充実	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、勝英地域自立支援協議会における部会において、協議の場を設けるなど、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図ります。関係機関等が連携を図り地域資源を活用するとともに、地域における課題分析、地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

## (3) 依存症等への対策の推進

### ■現 状・課 題■

不安や焦り、孤独感などから薬物やアルコールなどに頼り、自分の意志でやめられなくなる依存症は、本人だけでなく家族にとっても大きな負担となります。

本町では総合保健福祉センターにおいて、定期的に当事者による「断酒会(会員による相談会)」を開催しています。今後も偏見や誤解を受けやすい依存症について、町としても取り組みを進めていく必要があります。

### ■施策の方向性■

- ・ 関係機関と連携を図りながら、依存症患者やその家族、同じ環境の人同士のグループへの支援など依存症対策を推進します。

## ① 依存症対策の推進

施策・事業名	事業の内容
依存症対策の推進	アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発を行います。 依存症に関する相談機関や医療機関に関する情報提供や周知を行うとともに、関係機関と連携を図りながら依存症である人及びその家族の支援を行います。

## (4) 文化活動、スポーツ・レクリエーション活動の充実

### ■現状・課題■

文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加の機会を確保することは、社会参加の促進にとって重要であり、生活を送るために大切なものです。

また障がいの有無に関わらず誰もが参加できる場があることで、障がいへの理解や浸透が図られます。

障がいの有無を超えて、活動の交流が促進されるよう取り組みが求められます。

### ■施策の方向性■

- ・ 障がいのある人が円滑に、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動を行うことができるよう、環境の整備を推進します。
- ・ 障がいのある人による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保に努めます。
- ・ 視覚障がいがあっても文字・活字文化に親しむことができるよう、視覚障がい者の読書環境の整備を進めます。

## ① 障がい者の文化・スポーツ活動等の推進

施策・事業名	事業の内容
文化活動の推進	障がいのある人の芸術作品を発表する場の充実を図り、文化芸術活動の推進に努めます。 手話・要約筆記の提供等、障がいのある人のニーズに応じた工夫や配慮に努めます。
視覚障がい者の読書環境の整備	勝央図書館は、サピエ図書館として、視覚障がい者をはじめ、目で文字を読むことが困難な方々に対して、様々な情報を点字、音声データで提供しています。 利用に係る体制の整備や視覚障がい者等が利用しやすい書籍(アクセシブルな書籍)の充実、図書館サービス人材の育成などに努めます。

施策・事業名	事業の内容
障がい者の文化芸術活動の推進	文化芸術活動について、障がいのある人の芸術作品を発表する場の充実を図り、文化芸術活動の推進に努めます。 手話・要約筆記の提供等、障がいのある人のニーズに応じた工夫や配慮に努めます。
スポーツ・レクリエーション活動のための環境づくり	障がいのある人が、地域においてスポーツやレクリエーション活動等に親しむことができるよう、ニーズに応じたスポーツ・レクリエーションに関する人材の養成等の取り組みを行い、障がいの有無に関わらず、活動を行うことのできる環境づくりに努めます。

## 基本目標 4. 一人ひとりの健全な発達を支援する仕組みづくり

### (1) 早期発見・早期療育体制の充実

#### ■現状・課題■

未就学児に対して、乳幼児健診での早期発見・相談支援の充実や、保育園との連携を図りながら、児童を総合的にアセスメントし、保護者とともに本児に対してどのような支援が必要か一緒に考えていく体制ができています。

必要に応じて保健所・児童相談所・医療機関と連携を図りながら保護者と本児の障がい特性の理解を深めるように支援しています。

また、よりよい関わりが家庭や保育園でもできるよう、障がいの有無に関わらず、早期に療育機関へつなげ、療育機関への通所のなかで、障がい受容・就学・福祉サービスの紹介等、保護者が必要な情報を提供・相談支援を行っています。

就学後は、保健師や関係機関と連携を図り、一貫した関わりができるように保護者と話し合いを持ちながら進めています。

教育との連携が不可欠であるにも関わらず、教育現場・教育関係者等に、障害児相談支援・放課後等デイサービス等福祉サービスに対する理解が乏しく、保護者から障がい特性に配慮した環境・教育の充実を求める声も大きくなっています。

また、障がいのある子どもを持ちながら家事・育児・仕事の両立を支援していくサービスが不十分であり、母親の負担が大きいにも関わらず、両立を支えていくためのサポート体制が不十分な状況がみられます。

「就学後はどこの誰に相談をしたらよいのか…」という悩みや意見が多く、こころに不安を抱える子どもへの支援が後手になる場合もあることから、早期発見・相談支援体制を強化していく必要があります。

#### ■施策の方向性■

- ・ 幼児期・児童期の早期療育がその後の人生にも大きく影響を与えるものであり、保育所等訪問支援・児童発達支援・放課後等デイサービスの充実を図ります。
- ・ 保育園、学校等各関係機関との連携を図り、児童に対して一貫した関わりを持つことができるようにしていきます。
- ・ 障がいのある子どもの療育・保育・就学・教育について、保護者が求める情報提供ができるように家族会が運営する集まりで、事業所等の特徴や取り組み、受けられる支援の内容等広く周知していきます。

## ① 障がいの早期発見と早期療育の充実

施策・事業名	事業の内容
乳幼児健康診査の充実	乳幼児健康診査の受診率向上に努めるとともに、受診時に療育相談や心理相談を実施し、障がいのある子どもの早期発見体制の充実を図ります。
乳幼児健康診査後のフォロー体制の充実	乳幼児健康診査後、障がいの疑われる乳幼児に対して医療機関での精密検査を勧めるとともに、経過観察が必要とされた乳幼児に対する相談・訪問指導の充実を図ります。
早期療育システムの充実	児童相談所、医療機関、障がい児施設、保育園、教育委員会等との連携を強化し、総合的な観点から相談・指導の充実を図ります。

## (2) 誰でも受けやすい教育環境の充実

### ■現 状■

障がいのある児童生徒の可能性を最大限に伸ばすため、通常の学級における指導を受けることが困難であったり、通常の学級における指導だけでは十分な教育効果が期待できない児童生徒について、一人ひとりの障がいの種類や適性などに応じた、きめ細かな教育体制を確保することが望まれています。

町では、保育園等において障がいのある子どもの特性に応じて十分な配慮ができるように、小学校や中学校に特別支援学級、通級による指導教室を設置し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に交流し、学べるよう、特別支援教育体制の充実に努めています。

### ■課 題■

身近な地域で療育支援が受けられる体制の整備を図るため、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携を一層強化し、障がいのある子ども及びその保護者に対する一貫した相談支援を行うことが重要です。

幼児に対しては、保育園などでの受入体制の整備と、保護者の悩みや不安に応える相談体制の充実が、児童生徒の教育については、特別支援学級に在籍する児童生徒に加え、小学校、中学校の通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒への対応が課題となるため、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善、克服できるよう、適切な指導、支援を行う「特別支援教育」の推進が求められています。

また、生徒が卒業後も主体的に社会参加できるよう、教育部門、福祉部門、労働部門と連携しながら、進路指導体制の充実を図る必要があります。

## ■施策の方向性■

- ・ LD(学習障がい)やADHD(注意欠陥、多動性障がい)、ASD(自閉スペクトラム症)など、障がいのある子どもに対しての特別支援教育の推進や障がいに対応した支援が求められています。このため、障がいの有無に関わらず、その子らしく生き生きとした学校生活・教育を受けられるようニーズに対応した支援体制・相談体制・教育環境の整備・充実を図ります。
- ・ 放課後や長期休暇時における居場所づくりを推進します。
- ・ 就学相談については、盲・ろう学校とも連携を図ります。

### ① 障がい児教育・保育の充実

施策・事業名	事業の内容
保育園における障がい児指導の充実	障がいのある子どもに対する指導の充実を図るため、保育園の受入体制の充実に努めます。また、障がいのある子どもが集団生活に適應するための専門的な支援を検討します。
特別支援教育の推進	障がいのある子ども一人ひとりの状態に合った教育・指導の場を確保するため、小学校と連携し、特別支援学級や通級指導教室の機能強化に努めます。また、身体に障がいのある子どもに対し移動、介助等一人ひとりの教育的ニーズに合わせた合理的配慮や必要な支援を行い、安定した学校生活を支援します。
就学・教育相談体制の充実	保健・福祉や保育園、学校などにおける就学・進路相談機能の充実と相互連携の強化を図ります。

### ② 就学相談体制の充実

施策・事業名	事業の内容
就学相談体制の充実	障がいのある子どもの就学や進学などに関して、関係機関が連携し、いつでも保護者の相談に応じることができる体制づくりの強化に努めます。

## 基本目標 5. 誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり

### (1) 福祉のまちづくりの推進

#### ■現 状■

障がいのある人が、地域の中で安心して日常生活を送り、社会参加を果たしていくためには、暮らしやすい生活環境が整備されることとともに、移動手段の確保や活動のしやすさが重要になります。

町では、道路や公園、公共施設など、バリアフリーのまちづくりを推進しています。

本町では交通手段としては、町内を巡回する「福祉バス」があり、無料で乗降できます。

#### ■課 題■

障がいのある人へのアンケートでは、外出時に困ることとして、公共交通機関が少ないことや休憩できる場所が少ないことがあげられています。本町では交通手段として町内を巡回する福祉バスを運行しており、引き続き、周知を図りながら利用促進を図ります。また、休憩場所については、役場や保健センターなど公共施設において優先度に応じながら設置に努めています。今後も障がいのある人等の声を取り入れながら、全ての人にやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

#### ■施策の方向性■

- ・ 多くの人々が利用する特定建築物は障壁が取り除かれつつありますが、さらなるバリアフリーのまちづくりを推進していきます。
- ・ 福祉バスの利用を促進し、地域における自立生活や幅広い社会参加を促していきます。

#### ① やさしいまちづくりの推進

施策・事業名	事業の内容
道路環境の整備と充実	歩行者の安全を確保するために「バリアフリー新法」や「県条例」に基づき、やさしい福祉のまちづくりを推進します。
ユニバーサルデザイン導入の検討	障がいの有無や年齢等に関わらず、誰もが利用しやすい建築物の普及を目指し、ユニバーサルデザインの採用を検討します。

#### ② 外出支援の充実

施策・事業名	事業の内容
移動支援事業の実施	地域生活支援事業の移動支援は、単独で移動することが困難な人に対し、外出のための支援を行い、自立した生活や社会参加を促進します。
福祉バスの運行	町内を巡回する「福祉バス」があり、無料で乗降でき、今後も利用促進に努めます。



## (2) 防災・防犯体制の充実

### ■現 状■

「勝央町地域防災計画」に基づき、地域における見守り活動を活性化するとともに、避難行動要支援者避難支援名簿を作成し、災害時や緊急時などでの効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や安否確認等が行われるよう体制整備に努めています。

また、社会福祉協議会では、「災害ボランティア養成講座」を年に数回開催し、日頃から災害についての講義や訓練等を行っています。

### ■課 題■

現在まで本町においては大きな災害は発生していませんが、社会全体で防災や防犯の意識が高まっています。

もし災害が発生した場合、迅速かつ的確に対応できるよう、普段から防災に対する心構えや、日頃の備えをしておく必要があります。

また、障がいのある人が消費者被害にあったり、事故や犯罪に巻き込まれることも少なくありません。安心して地域生活を送れるようにするには、日頃の防犯体制の強化も必要となるため、周知や啓発活動を行うことが大切です。

### ■施策の方向性■

- ・ 避難行動要支援者等については、対象者の把握と自主防災組織などを中心に、地域ぐるみでの避難支援体制の充実を図ります。
- ・ 一人暮らしや日中独居で障がいのある人などの防犯と安全確保のため、関係機関及び地域組織に働きかけ、防犯体制や緊急時の連絡通報システムづくりを推進します。
- ・ 障がい特性に配慮した適切な支援や避難所・応急仮設住宅の確保等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取り組みを推進します。

### ① 防災対策の充実

施策・事業名	事業の内容
災害時の地域支援体制の整備	災害発生時における障がいのある人の避難誘導について、「勝央町地域防災計画」及び「避難行動要支援者名簿」に基づき適切な支援が行われる体制づくりに努めます。 また、地域の見守り体制を強化し、災害時における初動体制の確保に努めます。
福祉施設との連携	災害発生時には、重度の身体障がいなど常時介護を必要とする障がいのある人が、福祉施設などで一時的に避難生活を送れるよう、連携協定等の締結による福祉避難所の確保に努め、避難後の支援体制の整備に努めます。

## ② 防犯対策の充実

施策・事業名	事業の内容
防犯体制の充実	警察との連携や安全安心パトロールなど、地域の防犯体制の強化を図ります。
犯罪情報・防犯情報の収集と提供	警察等、関係機関との緊密な連携のもと、犯罪情報や防犯に関する情報を収集し、防災行政無線・メール配信・広報紙への掲載等による効果的な情報提供に努めます。

## (3) 感染症等の予防対策の推進

### ■現状・課題■

感染症の流行により、生活における様々な場面で変化が生じています。障がい福祉分野においても、サービスの提供や事業所の運営などに影響を受けています。

また、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。令和6年4月から、障がい福祉サービス施設においてBCPの策定が義務化されます。

### ■施策の方向性■

- ・ 地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画等と整合を図りながら、総合的な感染症対策・防災対策に取り組みます。
- ・ 「新しい生活様式」に対応するため、IT利用促進に努めます。

## ① 感染症等の予防対策の推進

施策・事業名	事業の内容
事業者と連携した感染症対策	感染症の発生及び拡散を防止するため、施設やイベント等における3密回避や換気、手洗い、消毒など、事業者や各関係機関との連携による予防と対策を徹底します。
ICTの活用	事業所や関係団体等とICTを活用した会議の実施や専門家によるリモートを活用した各種講座や、教室の実施など業務のオンライン化の促進を図ります。

## 各論Ⅱ 障害福祉計画・障害児福祉計画

---

# 第1章 令和8年度の数値目標の設定

## 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

### 国の指針

- ① 施設入所者数（令和4年度末時点）の6%以上が地域生活へ移行する。
- ② 施設入所者数（令和4年度末時点）の5%以上を削減する。

### 目標値の設定

地域生活への移行を進めるためには、グループホームなどの地域における居住の場の確保や地域における安心した暮らしを支える支援体制の整備などの取り組みの強化が必要であり、引き続きその取り組みを進めます。

令和4年度末時点での施設入所者は21人となっており、令和8年度末までに2人の地域生活移行を目指します。また、施設入所者の削減数としては2人とします。

ただし、在宅での生活が困難な場合や家庭の状況に応じて対応を検討するため、目標値にこだわるものではありません。

項目	数値	考え方
施設入所者数	21人	
【目標値】 施設入所者数	19人	入所待機者の新規入所がある
【目標値】 目標年度地域生活移行者数	2人	21人の6%(1.26人)以上
【目標値】 施設入所者の削減数	2人	21人の5%(1.25人)以上

## 2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 国の指針

- ① 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。【目標設定都道府県】
- ② 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の設定。【目標設定都道府県】
- ③ 精神病床における早期退院率に関して、入院後3カ月時点の退院率については68.9%以上、入院後6カ月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。【目標設定都道府県】

### 目標値の設定

既存の精神障がいに対応した地域包括ケアシステムを活用し、関係機関の連携強化に努めます。

項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	5人	5人	5人
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
【目標値】 精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人
【目標値】 精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人
【目標値】 精神障がい者の共同生活援助	1人	1人	1人
【目標値】 精神障がい者の自立生活援助	1人	1人	1人
【目標値】 精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	1人	1人	1人

### 3. 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等とは、障がいのある人等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がいのある人等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的には、「緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用」と「体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備」することを目的としています。

勝英地域自立支援協議会では、令和3年4月に「地域生活支援拠点」の整備を行い、機能強化を図るため、5つの機能(①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)について支援体制を構築し、取り組んでいます。

#### 国の指針

- ① 地域生活支援拠点等について、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討する。
- ② 強度行動障がいを有する人に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

#### 目標値の設定

引き続き、意見交換会において関係者の意見を聞きながら、地域のニーズや既存のサービスの整備状況などを把握するとともに、圏域の各市町村、各団体・事業所等の関係機関と協議連携し、地域生活支援拠点が有する機能の充実・強化を図ります。

項目	数値
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備箇所数	圏域で1箇所設置済
【目標値】 地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築
【目標値】 運用状況の検証・検討回数	年1回以上
【目標値】 強度行動障がいを有する人への支援体制の整備	圏域で実施

■活動指標

項目	内容
コーディネーターの配置人数	圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

■見込量

項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
【目標値】 コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人

## 4. 福祉施設から一般就労への移行等

### 国の指針

- ① 福祉施設から一般就労への移行者数が令和3年度実績の1.28倍以上。  
 (就労移行支援事業：1.31倍以上。  
 就労継続支援A型事業：一般就労への移行者数が令和3年度実績の1.29倍以上。  
 就労継続支援B型事業：一般就労への移行者数が令和3年度実績の1.28倍以上。)
- ② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上。
- ③ 就労定着支援事業利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上。
- ④ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上。

### 目標値の設定

近隣市町村の事業所等と連携しながら、福祉施設からの一般就労への移行・定着が進むよう見込みます。

項目	数値	考え方
令和3年度の福祉施設利用者からの一般就労移行者数(A)	2人	
【目標値】令和8年度の福祉施設利用者からの一般就労移行者数(B)	3人	(A)の1.28倍以上

項目	数値	考え方
令和3年度の就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数(A)	0人	
【目標値】令和8年度の就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数(B)	1人	(A)の1.31倍以上

項目	数値	考え方
令和3年度の就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数(A)	1人	
【目標値】令和8年度の就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数(B)	1人	(A)の1.29倍以上

項目	数値	考え方
令和3年度の就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数(A)	1人	
【目標値】令和8年度の就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数(B)	1人	(A)の1.28倍以上



項目	数値	考え方
【目標値】就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50.0%	

項目	数値	考え方
令和3年度末における就労定着支援事業の利用者数(A)	0人	
【目標値】就労定着支援事業の利用者数(B)	1人	(A)の1.41倍以上

項目	数値	考え方
【目標値】就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合	25.0%	2割5分以上

## 5. 発達障がいのある人等に対する支援

### ■活動指標

項目	内容
ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び発達障がいのある人等の人数を勘案し、受講者数の見込みを設定します。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び発達障がいのある人等の人数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び発達障がいのある人等の人数を勘案し、参加人数の見込みを設定します。

### ■見込量

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【目標値】 ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1人	1人	1人
【目標値】 ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
【目標値】 ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

## 6. 障害児支援の提供体制の整備等

### 国の指針

- ① 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所設置する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ② 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する。
- ③ 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ④ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ⑤ 医療的ケア児への適切な支援に向けて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

### 目標値の設定

発達支援が必要な子どもに対する障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

項目	目標値
【目標値】 令和8年度における児童発達支援センター数	圏域で1箇所
【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる体制の整備	圏域で整備
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数	1箇所(圏域)
【目標値】 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置済
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人以上配置

## 7. 相談支援体制の充実・強化等

### 国の指針

- ① 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）する。
- ② 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保する。

### 目標値の設定

項目	目標
【目標値】 基幹相談支援センターの設置	1箇所(圏域)
【目標値】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	1箇所(圏域)
【目標値】 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	実施

### ■活動指標

項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
【目標値】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	0件	0件	1件
【目標値】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	1件
【目標値】 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	0件	0件	1件

## 8. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

### 国の指針

- ① 市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みを行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。

また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保する必要がある。これらの取り組みを通じて利用者が真に必要なとする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和8年までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築する。

### 目標値の設定

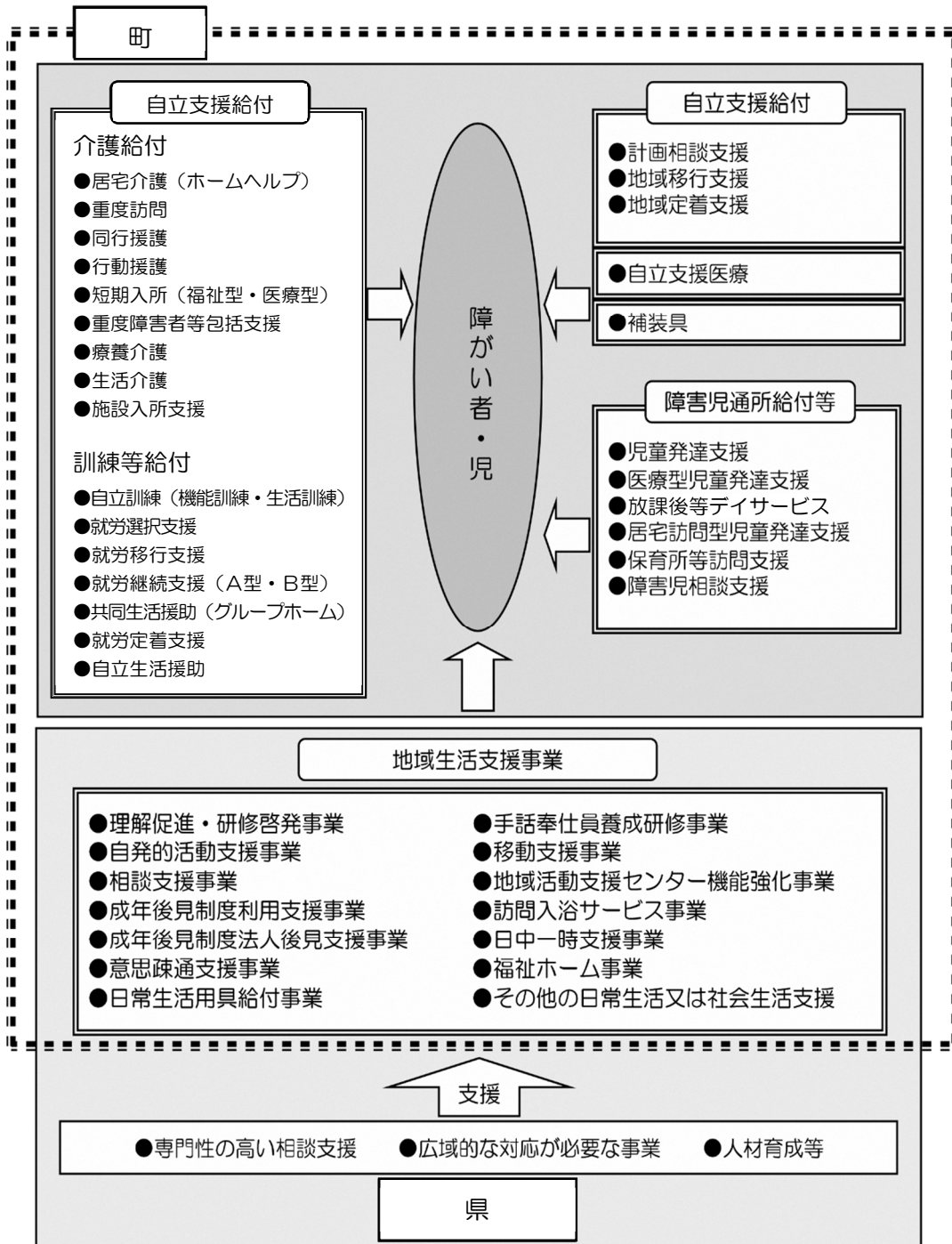
項目	数値
【目標値】 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	2人
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築と実施回数	1回／年
【目標値】 都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数	1回

## 第2章 障がい福祉サービス等必要量の見込

「勝央町障害福祉計画」及び「勝央町障害児福祉計画」のサービス体系は以下のとおりです。

なお、障害者総合支援法によるサービスは、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

(サービス体系図)



# 1. 訪問系サービス

## (1) サービスの概要

サービスの種類	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がいのある人・子どもを対象に、家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除などの家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障がいのある人・精神障がいのある人等で常時介護を必要とする人を対象に、家庭にヘルパーを派遣して食事や排せつの身体介護、掃除などの家事援助、コミュニケーション支援のほか、外出時における移動介護などを総合的に提供するサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人に対し、外出時等において、その障がいのある人に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。
行動援護	知的障がいのある人・子どもであって自閉症やてんかんなどの症状のある重度の者、精神障がいのある人で総合失調症などのある重度の者を対象に、行動時の危険などを回避するための必要な援護、移動中の介護等を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要であり、介護の必要性が非常に高い障がいのある人を対象に、複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

## (2) サービスの利用状況

訪問系サービスは、障がいのある人の地域生活を支える基本的な事業となるものです。利用実績は、利用時間、利用者数ともに増加傾向となっています。

今後も重度の障がいのある人を含めた障がいのある人の地域生活を支える基本的な事業の利用促進、供給体制の拡充を図ることが必要です。

### (3) サービス見込量

令和5年度末までの利用者数の推移及び今後の1人あたりのサービス利用日数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

区分		利用実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用時間	206時間	188時間	188時間	200時間	200時間	210時間
	利用者数	18人	15人	15人	18人	18人	19人
重度訪問介護	利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
同行援護	利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
行動援護	利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
重度障害者等 包括支援	利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人



## 2. 日中活動系サービス

### (1) サービスの概要

サービスの種類	内容
生活介護	常時介護を必要とする障がいのある人で、一定の条件を満たす人を対象に、施設などで入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	「機能訓練」は、身体障がいのある人を対象として、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談等の支援を行います。 「生活訓練」は、知的・精神障がいのある人を対象として、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、入浴・排せつ・食事に必要な訓練、生活等に関する相談等の支援を行います。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適性に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。
就労移行支援	一般就労を希望し、実習や職場探しを通じて適性に合った職場への就労などが見込まれる65歳未満の障がいのある人を対象に、標準期間(24カ月)のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要なとなる知識や能力の向上のための必要な訓練などを提供するサービスです。
就労継続支援	①A型(雇用型) 就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、特別支援学校を卒業後に就職活動をしたが雇用に結びつかなかった人などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供するサービスです。 ②B型(非雇用型) 年齢や体力の面から就労が困難な障がいのある人、就労移行支援事業などを利用したが雇用に結びつかなかった障がいのある人を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供するサービスです。
就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障がいのある人で常時介護を要する人を対象に、主に 昼間、病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上の援助を行います。

サービスの種類	内容
短期入所 (福祉型・医療型)	介護者が病気の場合等の理由により、障がい者支援施設等へ短期間の入所が必要な人を対象に入浴・排せつ・食事等の介護を行います。 福祉型は、障がい者支援施設等において、医療型は、病院、診療所、介護老人保健施設において介護を行います。

## (2) サービスの利用状況

日中活動系については、生活介護、就労継続支援(B型)が増加傾向で推移しています。

## (3) サービス見込量

令和5年度末までの利用者数の推移及び今後の1人あたりのサービス利用日数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

就労継続支援(B型)事業所が令和6年4月1日より1箇所開設予定のため、利用は増加するものと見込んでいます。

また、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を一定期間にわたり行う就労定着支援サービスを行います。

区分		利用実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用日数	466人日/月	445人日/月	450人日/月	460人日/月	460人日/月	460人日/月
	利用人数	38人	38人	39人	40人	40人	40人
自立訓練(機能訓練)	利用日数	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
自立訓練(生活訓練)	利用日数	0人日/月	0人日/月	0人日/月	22人日/月	22人日/月	22人日/月
	利用人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
就労選択支援	利用日数	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
就労移行支援	利用日数	66人日/月	88人日/月	44人日/月	88人日/月	88人日/月	88人日/月
	利用人数	3人	4人	2人	4人	4人	4人
就労継続支援(A型)	利用日数	154人日/月	154人日/月	176人日/月	200人日/月	220人日/月	220人日/月
	利用人数	7人	7人	8人	9人	10人	10人
就労継続支援(B型)	利用日数	432人日/月	450人日/月	468人日/月	630人日/月	666人日/月	720人日/月
	利用人数	24人	25人	26人	35人	37人	40人
就労定着支援	利用人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
療養介護	利用日数	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
短期入所(福祉型)	利用日数	0人日/月	0人日/月	5人日/月	10人日/月	10人日/月	10人日/月
	利用人数	0人	0人	1人	2人	2人	2人
短期入所(医療型)	利用日数	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

### 3. 居住系サービス

#### (1) サービスの概要

サービスの種類	内容
自立生活援助	集団生活ではなく一人暮らしを希望する障がいのある人のうち、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整等必要なサービスを行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人を対象として、夜間等における入浴・排せつ・食事等の介護等、必要な介護、支援等を行います。

#### (2) サービスの利用状況

共同生活援助(グループホーム)の利用者は全体的に横ばい傾向です。  
施設入所支援については、微増傾向となっています。

#### (3) サービス見込量

令和5年度末までの利用者数の推移及び今後の1人あたりのサービス利用日数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

また、自立生活援助については、サービスの提供が可能な事業者の確保を図ります。

区分		利用実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数	15人	14人	14人	15人	15人	15人
施設入所支援	利用人数	24人	21人	23人	22人	21人	19人

## 4. 相談支援

### (1) サービスの概要

サービスの種類	内容
計画相談支援	入院・入所している障がいのある人が、地域生活へ移行する際に計画的・包括的な支援を必要とする場合や、支給決定利用者であって複数のサービスを組み合わせて利用する必要のある障がいのある人に対して、計画的なプログラムの作成を行うサービスです。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人等に対して、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うものです。現に地域生活を送っている障がいのある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域定着支援の提供体制の充実を図っていくことが重要です。

### (2) サービスの利用状況

計画相談支援は年々増加していますが、地域移行支援、地域定着支援については、現在は利用者がいない状態であるため、サービスの周知を進めていく必要があります。

計画相談支援については、サービス等利用計画の作成やその後のサービス等利用計画の実施状況の把握を通じて、地域移行に関わるニーズが顕在化することを勘案し、計画的な地域移行支援の提供体制の充実を図る必要があります。

### (3) サービス見込量

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送る上で相談支援体制の構築は不可欠であることから、適切なサービスの利用に向けた定期的な計画相談を行う必要があります。

また、地域移行支援・地域定着支援については、令和5年度末までの各サービスの利用実績や地域生活への移行利用等を勘案し、見込量を設定しています。

区分		利用実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用人数	83人	77人	81人	85人	88人	91人
地域移行支援	利用人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
地域定着支援	利用人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人

## 5. 障害児通所支援・障害児相談支援

子ども・子育て支援法に定められている「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」という理念に基づき、障害児福祉計画における障がい児支援においても「勝央町子ども・子育て支援事業計画」及び「岡山県子ども・子育て支援事業支援計画」と調和が保たれたものとする必要があります。

よって、障がい児支援の体制整備にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図るとともに、教育・保育等の利用状況も考慮しながら、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援を確保していきます。

また、障がいのある子どもの早期発見、支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図ることも重要です。

そして、共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を障がいのある子ども及びその家族に対して身近な場所で提供する体制を構築していきます。

### (1) サービスの概要

サービスの種類	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育園などを訪問し、障がいのある子どもに対して、障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	平成30年度から開始されたサービスで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
障害児相談支援	障がいのある子どもが障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。

## (2) サービスの利用状況

障害児通所支援については、障害児通所支援施設の拡充とともに、重症心身障がい児など医療的ケアが必要な障がいのある子どもに対する支援の基盤整備の強化や福祉、医療、教育などの協働による総合的な支援体制の構築が重要となります。

特に放課後等デイサービスと障害児相談支援については、平成30年度と比べサービス利用人数が増加しています。今後も増加することが考えられるため、サービス提供体制と質の向上に努める必要があります。

## (3) サービス見込量

令和5年度末までの利用者数の推移及び今後の1人あたりのサービス利用日数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

放課後等デイサービス事業所が、令和6年4月に1箇所移転するため、利用は増加するものと見込んでいます。

区分		利用実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数	361人日/月	458人日/月	440人日/月	385人日/月	400人日/月	420人日/月
	利用人数	41人	41人	40人	42人	42人	42人
医療型児童発達支援	利用日数	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	利用日数	980人日/月	1,154人日/月	1,154人日/月	1,230人日/月	1,275人日/月	1,320人日/月
	利用人数	58人	72人	72人	80人	82人	84人
保育所等訪問支援	利用日数	0人日/月	1人日/月	1人日/月	1人日/月	1人日/月	1人日/月
	利用人数	0人	1人	1人	1人	1人	1人
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
障害児相談支援	利用人数	79人	106人	106人	110人	115人	120人

## 第3章 地域生活支援事業の必要量の見込

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置づけられています。

町の事業としては、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業が挙げられます。

### 1. 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

区分	利用実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)	有	有	有	有	有	有

### 2. 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

区分	利用実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業 (実施の有無)	有	有	有	有	有	有

### 3. 相談支援事業

障がいのある人やその家族などの保健福祉に対する相談に応じ、障がい福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連携し、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

相談支援事業は、障がいのある人等、とりわけ重度の障がいのある人等が地域において自立した日常生活・社会生活を営むためには、重要や役割が期待されます。地域相談支援や障がい福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

区分	利用実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業 (実施の有無)	無	無	無	有	有	有

### 4. 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援制度

権利擁護の推進の取り組みとして、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人、精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を促進し、利用方法等の周知を図るとともに、成年後見制度の申立に要する経費(登録手数料、鑑定費用など)及び後見人などの報酬の全部または一部を助成するサービスです。

また、障がいのある人及び介護者の高齢化に伴い、成年後見制度の利用が必要な人が今後増加することが見込まれます。成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを検討していきます。

区分	利用実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業 (実利用件数)	1件	1件	3件	4件	4件	5件
成年後見制度法人後見支援 事業(実施の有無)	無	無	無	無	無	無



## 5. 意思疎通支援事業

聴覚障がいや言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思の疎通が困難な障がいのある人に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、障がいのある人とその周りの人の意思疎通を円滑なものにします。

区分	利用実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (実利用件数)	0件	0件	3件	1件	1件	1件

## 6. 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人・子どもであって当該用具を必要とする人を対象に、日常生活に必要な用具を給付または貸与するサービスです。

排せつ管理支援用具は増加の傾向にあります。制度の周知とともに、日常の生活に必要な給付を行い、福祉の向上に努めます。

区分	利用実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①介護訓練支援用具 (利用件数)	0件	0件	0件	1件	1件	1件
②自立生活支援用具 (利用件数)	1件	1件	1件	1件	1件	1件
③在宅医療等支用具 (利用件数)	0件	0件	0件	1件	1件	1件
④情報・意思疎通支援用具 (利用件数)	1件	0件	0件	1件	1件	1件
⑤排せつ管理支援用具 (利用件数)	124件	116件	133件	135件	138件	140件
⑥在宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0件	0件	0件	1件	1件	1件

## 7. 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体・知的・精神に障がいがある人が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

本町においては、1箇所「勝田郡地域生活支援センター虹」を設置しています。

区分	利用実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用日数	960人日/月	720人日/月	960人日/月	1,440人日/月	1,680人日/月	1,920人日/月
利用人数	4人	3人	4人	6人	7人	8人

## 第4章 サービス見込量確保のための方策

### 1. 訪問系サービス

重度・重複障がいのある人を含め、障がいのある人が安心して地域移行ができるまちづくりを推進するため、今後利用ニーズの増加が見込まれます。このため、サービス提供事業者に対し、必要な情報を提供し、サービスへの参入を促進する等、サービスの供給体制と量を確保するとともに、各種研修会参加や専門的な人材の確保等、サービスの質的向上を図るよう支援します。

### 2. 日中活動系サービス

障がいのある人の地域生活を推進するため、その状況やニーズに応じた適切な日中活動の場を確保することに努めます。このため、サービス事業者に対して必要な情報を提供していきます。

また、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援については、広域的な連携の中で必要なサービスが確保できるよう努めるとともに、各関係機関・団体と連携し雇用先の確保や継続的な就労のための支援に努めます。

### 3. 居住系サービス

施設入所からの地域への移行を促進するにあたり、地域の受け皿としての共同生活援助等の需要があることから、引き続きグループホーム等の活用を進めます。また、障がい者施設やグループホームに入所の必要がある人の重度化が懸念されることから、県の実施する事業所指導等への参加を促進します。

既存の施設等を活用しながら、地域での生活が困難な障がいのある人の入所先を確保するとともに、自立して生活できる人の地域移行支援、地域定着支援を推進し、適切な居住環境の提供に努めます。

### 4. 相談支援

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送る上で相談支援体制の構築は不可欠であることから、適切なサービスの利用に向けた定期的な計画相談を行う必要があります。障がいがあっても安心して生活できるように、きめ細やかな相談、対応を行い、勝田郡地域生活支援センター虹を中心に、各関係機関・団体が連携を図りながら対応できるようにしていきます。

また、医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、地域移行支援・地域定着支援の普及を図ります。

### 5. 障害児通所支援・障害児相談支援

障害児通所支援については、早期に療育を開始し、障がいが最小限にとどまるように支援していきます。障害児相談支援については、地域の課題として、障害児相談支援事業所が不足しているという問題がある一方で、基本的には全ての利用者が当サービスを受給することが望ましいため、障害児相談支援事業所と相談しながら、引き続き新規利用者に対して、障害児相談支援の利用を促します。

また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成に努めます。

## 6. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、相談支援事業をはじめ、移動支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター、訪問入浴サービス、日中一時支援事業などの提供を行います。移動支援事業、意思疎通支援事業のサービス量を確保するためには、サービスを提供するガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記奉仕員などの人材の確保を図ることが特に重要であり、サービスに必要な人材育成を支援するほか、効果的、効率的な運用やサービスの提供を図ります。

また、日常生活用具給付等事業は、生活用具に関する対象品目の整備・充実に努めます。



## 各論Ⅲ 計画の推進

---

# 第1章 計画の推進体制

## 1. 庁内推進体制の強化

本計画の内容は町行政の広範な分野にわたっていることから、福祉・保健の分野を中心に関係各課による庁内の推進体制を確立し、計画の効果的な推進を図ります。

## 2. 国・県・近隣市町村との連携

広域的な対応が望ましい事業や、より大きな課題については、国・県・近隣市町村との連携を図りながら総合的な計画の推進を図ります。

## 3. 関係団体との連携

社会福祉協議会その他の関係団体との連携を密にし、地域ぐるみの福祉活動や町民主体のサービス提供体制の充実を図ります。

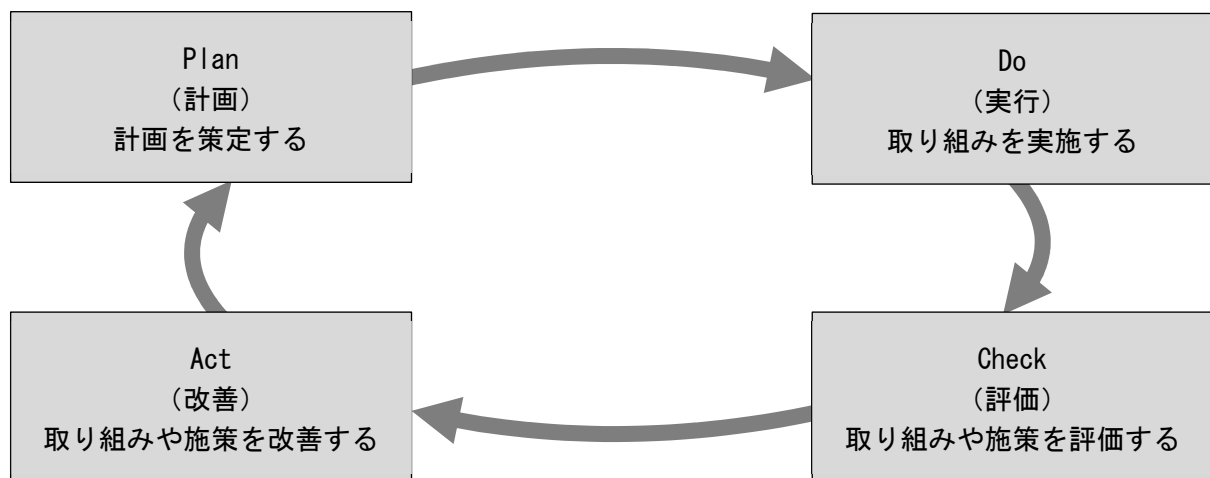
# 第2章 計画の進行管理

## 1. 計画の進行管理

計画の効果的な推進を図るためには、計画の進捗状況の点検・評価を行い、必要に応じて見直しや対策を講じていく必要があります。このため、PDCAサイクルを導入し、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、分析・評価を基に新たな課題などが生じた場合には、計画の変更や必要な措置を講じます。

また、障がい福祉サービスや相談支援の充実、障がいのある人の地域移行や就労移行を促進することも重要であり、「自立支援協議会」を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、この計画を推進します。

### 【計画の進行管理（PDCAサイクル）】



## 資料編

---

# 1. 勝央町保健福祉推進委員会設置条例

平成18年4月1日  
条例第5号

(設置)

第1条 勝央町における高齢者及び心身障害者等の保健福祉の効果的推進と各種事業の適正かつ円滑な実施を図るため、勝央町保健福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 介護保険事業等の計画策定に関すること
- (2) 介護保険の適正な運営に関すること
- (3) 地域包括支援センターの運営支援に関すること
- (4) 適正なサービス提供の推進に関すること
- (5) 養護老人ホームへの入所判定に関すること
- (6) 心身障害者の自立支援等に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、保健福祉に関わる事項の審議調整に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 介護・障害福祉関係者
- (4) 医療保健関係者
- (5) 民生委員児童委員協議会の代表者
- (6) 社会福祉施設に関する団体の代表者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中途で任命された補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

(運営)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、会長が召集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。



4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(勝央町老人ホーム入所判定委員会設置条例の廃止)

2 勝央町老人ホーム入所判定委員会設置条例(平成14年勝央町条例第26号)は、廃止する。

(勝央町介護保険事業計画策定委員会設置条例の廃止)

3 勝央町介護保険事業計画策定委員会設置条例(平成14年勝央町条例第37号)は、廃止する。

(勝央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 勝央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年勝央町条例第18号)の一部を次のように改正する。

附 則(令和6年3月8日条例第6号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 2. 勝央町保健福祉推進委員会委員名簿

任期:令和4年4月1日～令和6年3月31日

区分(条例第3条による)	氏名	役職
町議会議員	◎下山 善則	町議会 民生文教委員長
町社会福祉協議会長	○福島 茂	町社会福祉協議会
医師	佐藤 通洋	医療法人 さとう記念病院 院長
社会福祉施設の長	有田 卓司	特別養護老人ホームあかり 施設長
町民生委員児童委員 協議会	下山 博史	町民生委員児童委員協議会
学識経験者	植月 求	学識経験者
介護保険被保険者代表	廣幡 博	第1号被保険者
介護保険被保険者代表	板倉 保恵	第2号被保険者

※◎…会長 ○…副会長

## 第4期勝央町障害者基本計画

## 第7期勝央町障害福祉計画・第3期勝央町障害児福祉計画

---

令和6年3月

発行：勝央町

編集：勝央町 健康福祉部（勝央町総合保健福祉センター内）

〒709-4316 岡山県勝田郡勝央町勝間田201番地

TEL:0868-38-3111(代表)

町ホームページ：<http://www.town.shoo.lg.jp/>